

令和6年度

新潟市賃金労働時間等実態調査 結果報告書



新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

みなとまち。みらいまち。新潟市



は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成 18 年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

目 次

I 調査の概要

第1 調査の内容……………1

- 1 調査の目的
- 2 調査対象産業
- 3 調査対象事業所
- 4 調査項目
- 5 調査時点
- 6 集計方法
- 7 公表

第2 用語の説明……………3

- 1 企業規模
- 2 常用労働者
- 3 就業形態
- 4 職種
- 5 労働時間
- 6 1か月単位の変形労働時間制
- 7 1年単位の変形労働時間制
- 8 フレックスタイム制
- 9 1週間単位の非定型的変形労働時間制
- 10 勤務間インターバル制度
- 11 再雇用
- 12 育児休業制度
- 13 育児のための休暇制度
- 14 介護休業制度
- 15 テレワーク
- 16 表中の符号等

第3 調査の結果概要……………5

- 1 集計事業所、障がい者雇用
- 2 新規学卒者
- 3 労働時間
- 4 休日、休暇
- 5 育児休業制度、育児のための休暇制度
- 6 介護休業制度
- 7 仕事と家庭の両立のための支援制度
- 8 テレワークの導入状況
- 9 職場のハラスメント
- 10 新規学卒者の求人状況

II 調査結果の分析

第1 集計事業所、障がい者雇用、労働組合…8

- 1 集計事業所数
- 2 障がい者雇用
- 3 労働組合

第2 新規学卒者……………12

- 1 新規学卒者の採用状況
- 2 初任給

第3 労働時間 ……………13

- 1 所定労働時間
- 2 変形労働時間制
- 3 勤務間インターバル制度

第4 休日、休暇……………20

- 1 年間休日数
- 2 週休制
- 3 年次有給休暇
- 4 特別休暇

第5 育児休業制度、育児のための休暇制度…28

- 1 制度利用の事業所割合
- 2 制度利用の労働者割合

第6 介護休業制度……………31

- 1 制度の利用状況

第7 仕事と家庭の両立のための支援制度 ……32

第8 テレワークの導入状況 ……………35

第9 職場のハラスメント ……………37

第10 新規学卒者の求人状況……………38

付属調査票

I 調査の概要

第1 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の労働条件等の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。なお、調査項目について、令和元年度から従来の事業所票の項目のみに変更した。

2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

3 調査対象事業所

令和4年経済センサス活動調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから、産業別・従業者規模別に無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、897事業所(有効回答率44.85%)であった。

4 調査項目

- 1 企業全体の現況
- 2 事業所の現況
- 3 初任給
- 4 労働時間制度
- 5 年間休日数
- 6 年次有給休暇
- 7 特別休暇制度
- 8 育児休業制度、育児のための休暇制度
- 9 介護休業制度
- 10 仕事と家庭の両立のための支援制度
- 11 テレワークの導入状況
- 12 職場のハラスメント
- 13 新規学卒者の求人状況

5 調査時点

令和6年7月31日現在

6 集計方法

(1) 各事業所を1単位とする単純算術平均とした。

ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

(2) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるの
で、総数と内訳の計が一致しないこともある。

7 公表

ウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めないで雇用されている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた労働者

3 就業形態

- | | |
|--------|---|
| 一般 | … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。 |
| 正社員 | … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。 |
| その他労働者 | … 一般労働者のうち、正社員ではないフルタイム労働者をいう。
(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等) |
| パート | … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。 |

4 職種

- | | |
|-------|--|
| 管理 | … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。 |
| 事務・技術 | … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術が必要とする業務に従事する者をいう。 |
| 生産 | … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。 |

5 労働時間

- | | |
|--------|---|
| 所定労働時間 | … 就業規則で定められた始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。 |
|--------|---|

6 1 か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が 40 時間以下の範囲内において、1日8時間および1週 40 時間を超えて労働させることができる制度。

7 1 年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が 40 時間以下の範囲内において、1日8時間および1週 40 時間を超えて労働させることができる制度。

8 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

9 1 週間単位の非定型的変形労働時間制

規模 30 人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

10 勤務間インターバル制度

労働者の終業時刻から、次の始業時刻の間に一定時間の休息を設定する制度。

11 再雇用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 育児のための休暇制度

自身又は配偶者の出産及び育児を理由として取得できる休暇制度（労働基準法に規定する「育児時間」や育児介護休業法に規定する「子の看護休暇」を含む）。なお、労働基準法に規定する産前産後休業は含まない。

14 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

15 テレワーク

事業所の建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、事業所の建物内で勤務する場合とほぼ同等の仕事ができる勤務形態のこと。

16 表中の符号等

「－」	………… 該当なし
「X」	………… サンプル数が少ないため秘匿
「0」または「0.0」	………… 単位未満

第3 調査の結果概要

1 集計事業所、障がい者雇用

- (1) 集計対象となった事業所は 897 事業所で、このうち中小企業が 678 事業所(75.6%)、大企業が 219 事業所(24.4%)となっている。(第1表)
- (2) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業が 149 事業所、大企業が 88 事業所で、これらは全体の 26.4%を占めている。また、常用労働者 43,200 人のうち障がい者は、中小企業が 354 人、大企業が 241 人で、これらは全体の 1.4%となっている。(第2表、第3表)

2 新規学卒者

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 199,047 円、高校卒生産 184,888 円、専門学校卒事務・技術 184,985 円、専門学校卒生産 193,033 円、短大・高専卒事務・技術 189,773 円、短大・高専卒生産 190,707 円、大学卒事務・技術 209,315 円、大学卒生産 205,314 円、大学院卒事務・技術 249,862 円となっている。(第6表)

3 労働時間

- (1) 週所定労働時間は 38 時間 37 分となっている。規模別では中小企業が 38 時間 38 分、大企業が 38 時間 35 分となっている。産業別では、中小企業は「宿泊業、飲食サービス業」が、大企業は「不動産業、物品賃貸業」が最も長くなっている。(第7表)
- (2) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は 65.1%で、規模別では中小企業が 64.2%、大企業が 68.0%となっている。また、全体では「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が、34.0%と最も多い。(第 11 表)

4 休日、休暇

- (1) 年間休日数の平均は、114.2 日(中小企業 112.5 日、大企業 119.3 日)となっている。産業別では、中小企業は「生活関連サービス業、娯楽業」、大企業では「不動産業、物品賃貸業」が最も多くなっている。(第 13 表)
- (2) 週休制の形態のうち、何らかの形で週休2日制を採用している事業所の割合は、全体で 82.2%となっている。規模別では中小企業が 80.7%、大企業が 86.8%となっている。(第 14 表)
- なお、何らかの形で週休2日制の適用を受けている労働者は、全体で 81.4%となっている。(第 15 表)
- (3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で 16.7 日(中小企業 16.2 日、大企業 17.5 日)となっている。取得日数をみると、全体で 10.8 日(取得率 64.6%)、中小企業で 10.0 日(同 61.8%)、大企業で 12.1 日(同 69.1%)となっている。取得率を産業別でみると、最も高いのは中小企業では「電気・ガス・熱供給・水道業」(89.7%)であり、大企業では「複合サービス業」(93.6%)となっている。一方、最も低いのは中小企業で「生活関連サービス業、娯楽業」(38.1%)、大企業は「不動産業、物品賃貸業」(40.2%)となっている。(第 17 表)

5 育児休業制度、育児のための休暇制度

令和4年8月1日から令和5年7月 31 日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児休業制度を利用した者(予定を含む)の割合は、女性で 94.5%、男性で 52.6%となっている。(第 22 表)

6 介護休業制度

令和5年1月から令和5年 12 月まで(又は令和5年度)に介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は4.0%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が65.0%、男性35.0%となっている。(第23表、第24表)

7 仕事と家庭の両立のための支援制度

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、84.8%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、81.9%となっている。(第25表)

8 テレワークの導入状況

テレワークを導入している事業所は197事業所(22.0%)で、このうち中小企業は106事業所(15.6%)、大企業は91事業所(41.6%)と大企業の方が高くなっている。(第26表)

9 職場のハラスメント

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関する相談や訴えがあった事業所の割合は、13.3%となっている(第27表)

10 新規学卒者の求人状況

令和6年度の新規学卒者の採用充足率は、高校卒 48.5%、大学卒 52.4%となっている(第30表)

Ⅱ 調査結果の分析

第1 集計事業所、障がい者雇用、労働組合

1 集計事業所数

集計対象となった事業所数は 897 事業所で、このうち産業別の事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」3 事業所(0.3%)、「建設業」123 事業所(13.7%)、「製造業」161 事業所(17.9%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」5 事業所(0.6%)、「情報通信業」10 事業所(1.1%)、「運輸業、郵便業」48 事業所(5.4%)、「卸売業、小売業」174 事業所(19.4%)、「金融業、保険業」22 事業所(2.5%)、「不動産業、物品賃貸業」11 事業所(1.2%)、「学術研究、専門・技術サービス業」23 事業所(2.6%)、「宿泊業、飲食サービス業」39 事業所(4.3%)、「生活関連サービス業、娯楽業」23 事業所(2.6%)、「教育、学習支援業」37 事業所(4.1%)、「医療、福祉」149 事業所(16.6%)、「複合サービス事業」13 事業所(1.4%)、「サービス業」56 事業所(6.2%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が678事業所(75.6%)で大体8割となっている。中小企業を産業別でみると、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」が9割以上と他の産業に比べて高くなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 産 業 計	843	(100.0%)	697	(82.7%)	146	(17.3%)
産 業 計	897	(100.0%)	678	(75.6%)	219	(24.4%)
鉱業、採石業、砂利採取業	3	(0.3%)	2	〈66.7%〉	1	〈33.3%〉
建設業	123	(13.7%)	113	〈91.9%〉	10	〈8.1%〉
製造業	161	(17.9%)	152	〈94.4%〉	9	〈5.6%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	5	(0.6%)	4	〈80.0%〉	1	〈20.0%〉
情報通信業	10	(1.1%)	9	〈90.0%〉	1	〈10.0%〉
運輸業、郵便業	48	(5.4%)	37	〈77.1%〉	11	〈22.9%〉
卸売業、小売業	174	(19.4%)	122	〈70.1%〉	52	〈29.9%〉
金融業、保険業	22	(2.5%)	8	〈36.4%〉	14	〈63.6%〉
不動産業、物品賃貸業	11	(1.2%)	10	〈90.9%〉	1	〈9.1%〉
学術研究、専門・技術サービス業	23	(2.6%)	15	〈65.2%〉	8	〈34.8%〉
宿泊業、飲食サービス業	39	(4.3%)	29	〈74.4%〉	10	〈25.6%〉
生活関連サービス業、娯楽業	23	(2.6%)	15	〈65.2%〉	8	〈34.8%〉
教育、学習支援業	37	(4.1%)	18	〈48.6%〉	19	〈51.4%〉
医療、福祉	149	(16.6%)	99	〈66.4%〉	50	〈33.6%〉
複合サービス事業	13	(1.4%)	1	〈7.7%〉	12	〈92.3%〉
サービス業	56	(6.2%)	44	〈78.6%〉	12	〈21.4%〉

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

2 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は 237 事業所で、全体の 26.4%を占めている。

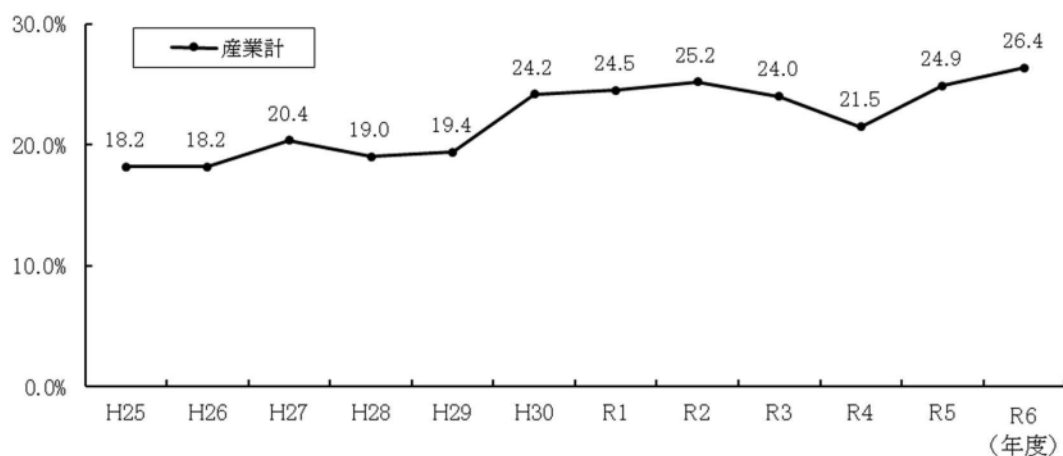
障がい者雇用割合について、他の産業と比べて高い産業は、「複合サービス業」(53.8%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(40.0%)、「教育、学習支援業」(35.1%)と続いている。(第2表)

また、平成 24 年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、令和2年度まで増加傾向であり、令和 3 年度と 4 年度は減少傾向となっているが令和 5 年度からは再び増加した。(第1図)

第2表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	843	210	24.9%	697	159	22.8%	146	51	34.9%
産 業 計	897	237	26.4%	678	149	22.0%	219	88	40.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	33.3%	2	1	50.0%	1	0	0.0%
建設業	123	21	17.1%	113	15	13.3%	10	6	60.0%
製造業	161	51	31.7%	152	46	30.3%	9	5	55.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40.0%	4	1	25.0%	1	1	100.0%
情報通信業	10	3	30.0%	9	2	22.2%	1	1	100.0%
運輸業、郵便業	48	14	29.2%	37	11	29.7%	11	3	27.3%
卸売業、小売業	174	42	24.1%	122	24	19.7%	52	18	34.6%
金融業、保険業	22	3	13.6%	8	0	0.0%	14	3	21.4%
不動産業、物品賃貸業	11	1	9.1%	10	1	10.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	23	3	13.0%	15	1	6.7%	8	2	25.0%
宿泊業、飲食サービス業	39	12	30.8%	29	10	34.5%	10	2	20.0%
生活関連サービス業、娯楽業	23	1	4.3%	15	1	6.7%	8	0	0.0%
教育、学習支援業	37	13	35.1%	18	3	16.7%	19	10	52.6%
医療、福祉	149	47	31.5%	99	22	22.2%	50	25	50.0%
複合サービス事業	13	7	53.8%	1	1	100.0%	12	6	50.0%
サービス業	56	16	28.6%	44	10	22.7%	12	6	50.0%

第1図 障がい者雇用事業所割合の推移



障がい者の雇用状況について、常用労働者 43,200 人のうち、障がい者は 595 人(1.4%)となっている。(第3表)

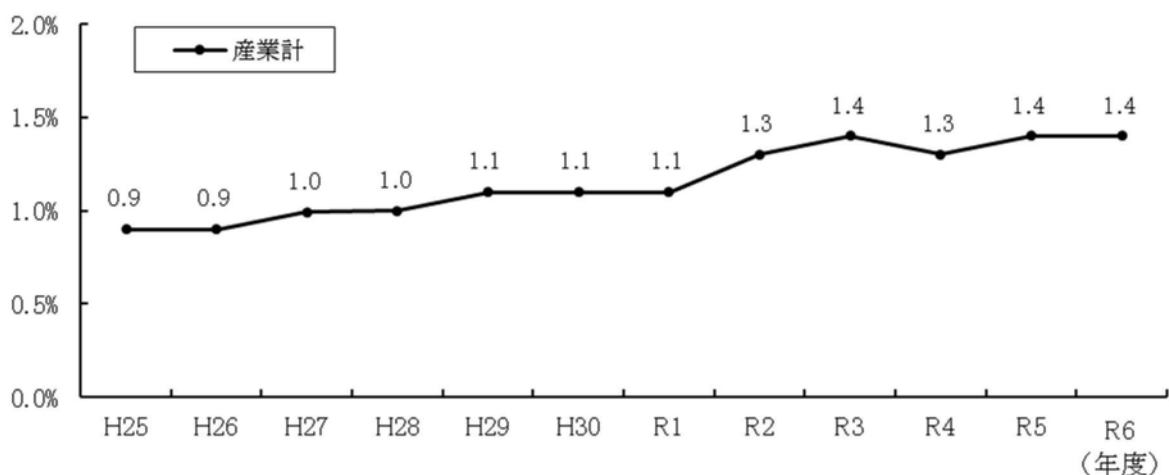
また、平成 24 年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、概ね横ばいから微増傾向であったが、令和 2 年度以降も傾向は変わらず概ね横ばいである。(第2図)

第3表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合
前 年 産 業 計	39,170	537	1.4%	28,677	371	1.3%	10,493	166	1.6%
産 業 計	43,200	595	1.4%	25,643	354	1.4%	17,557	241	1.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	289	1	2.2%	266	1	0.4%	23	0	0.0%
建設業	4,289	39	0.9%	2,744	22	0.8%	1,545	17	1.1%
製造業	10,394	195	1.9%	7,490	157	2.1%	2,904	38	1.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	281	4	1.4%	97	1	1.0%	184	3	1.6%
情報通信業	523	5	1.0%	408	2	0.5%	115	3	2.6%
運輸業、郵便業	2,736	22	0.8%	2,049	19	0.9%	687	3	0.4%
卸売業、小売業	6,155	99	1.6%	3,683	61	1.7%	2,472	38	1.5%
金融業、保険業	568	4	0.7%	224	0	0.0%	344	4	1.2%
不動産業、物品賃貸業	171	1	0.6%	151	1	0.7%	20	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	703	7	1.0%	438	1	0.2%	265	6	2.3%
宿泊業、飲食サービス業	1,325	19	1.4%	859	16	1.9%	466	3	0.6%
生活関連サービス業、娯楽業	862	5	0.6%	658	5	0.8%	204	0	0.0%
教育、学習支援業	4,200	60	1.4%	812	5	0.6%	3,388	55	1.6%
医療、福祉	6,618	79	1.2%	3,362	39	1.2%	3,256	40	1.2%
複合サービス事業	676	14	2.1%	96	3	3.1%	580	11	1.9%
サービス業	3,410	41	1.2%	2,306	21	0.9%	1,104	20	1.8%

(注) 常用雇用者数は、調査事業所に雇用される全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった労働者以外の労働者を含む。

第2図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 割合について、常用労働者数に占める障がい者数の割合であり、障がい者雇用率とは一致しない。

3 労働組合

回答のあった 897 事業所のうち、労働組合「有」が 215 事業所(24.0%)となっている。

労働組合「有」の割合を産業別にみると「鉱業、採石業、砂利採取業」で 100.0%、「複合サービス事業」で 92.3%、「金融業、保険業」で 72.7%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が 61.6%と、中小企業より割合が高くなっている。(第4表)

第4表 労働組合組織状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	843	196	23.3%	697	98	14.1%	146	98	67.1%
産 業 計	897	215	24.0%	678	80	11.8%	219	135	61.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%
建設業	123	14	11.4%	113	4	3.5%	10	10	100.0%
製造業	161	24	14.9%	152	19	12.5%	9	5	55.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40.0%	4	1	25.0%	1	1	100.0%
情報通信業	10	2	20.0%	9	2	22.2%	1	0	0.0%
運輸業、郵便業	48	19	39.6%	37	9	24.3%	11	10	90.9%
卸売業、小売業	174	55	31.6%	122	15	12.3%	52	40	76.9%
金融業、保険業	22	16	72.7%	8	3	37.5%	14	13	92.9%
不動産業、物品賃貸業	11	2	18.2%	10	2	20.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	23	7	30.4%	15	0	0.0%	8	7	87.5%
宿泊業、飲食サービス業	39	4	10.3%	29	1	3.4%	10	3	30.0%
生活関連サービス業、娯楽業	23	3	13.0%	15	1	6.7%	8	2	25.0%
教育、学習支援業	37	13	35.1%	18	2	11.1%	19	11	57.9%
医療、福祉	149	27	18.1%	99	12	12.1%	50	15	30.0%
複合サービス事業	13	12	92.3%	1	1	100.0%	12	11	91.7%
サービス業	56	12	21.4%	44	6	13.6%	12	6	50.0%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった 897 事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、247 事業所 (27.5%) で、採用者数は 658 人となっている。(第5表)

第5表 産業別・新規学卒者採用数内訳

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数(人)					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	206	661	196	154	39	246	26
産 業 計	247	655	194	105	47	262	47
鉱業、採石業、砂利採取業	1	15	15	-	-	-	-
建設業	41	111	43	11	6	46	5
製造業	47	145	77	6	8	41	13
電気・ガス・熱供給・水道業	2	12	1	-	-	9	2
情報通信業	6	26	-	3	1	15	7
運輸業、郵便業	8	16	9	-	1	6	-
卸売業、小売業	50	85	10	25	4	46	-
金融業、保険業	7	14	-	1	1	12	-
不動産業、物品賃貸業	2	25	4	1	1	19	-
学術研究、専門・技術サービス業	7	20	2	-	-	6	12
宿泊業、飲食サービス業	7	29	19	4	2	4	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	10	1	1	1	7	-
教育、学習支援業	11	32	-	10	5	11	6
医療、福祉	40	78	3	24	17	32	2
複合サービス事業	2	4	1	1	-	2	-
サービス業	12	33	9	18	-	6	-

2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 199,047 円、生産 184,888 円、専門学校卒事務・技術 184,985 円、生産 193,033 円、短大・高専卒事務・技術 189,773 円、生産 190,707 円、大学卒事務・技術 209,315 円、生産 205,314 円、大学院卒事務・技術 249,862 円となっている。(第6表)

第6表 産業別・学歴別初任給

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	187,504	176,650	188,529	178,815	179,321	184,777	206,425	196,222	231,816	X
産 業 計	199,047	184,888	184,985	193,033	189,773	190,707	209,315	205,314	249,862	X
鉱業、採石業、砂利採取業	253,000	253,000	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	207,050	183,452	202,857	226,375	X	200,480	228,070	210,700	255,000	X
製造業	179,567	181,073	180,660	X	208,645	187,800	213,346	196,853	240,671	X
電気・ガス・熱供給・水道業	-	X	-	-	-	-	198,750	-	X	-
情報通信業	-	-	198,000	-	X	-	209,713	-	220,286	-
運輸業、郵便業	200,167	188,742	-	-	X	-	206,147	X	-	-
卸売業、小売業	189,300	X	171,943	185,000	X	186,167	213,562	209,564	-	-
金融業、保険業	-	-	X	-	X	-	218,467	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	171,000	X	-	X	-	198,918	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	X	-	-	-	-	211,250	X	250,295	-
宿泊業、飲食サービス業	184,100	164,607	174,833	X	X	-	206,750	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	X	X	-	X	-	224,114	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	175,907	X	198,625	X	201,278	X	289,333	-
医療、福祉	X	X	204,758	-	186,955	X	195,654	192,403	X	-
複合サービス事業	X	-	-	X	-	-	X	-	-	-
サービス業	187,700	169,000	163,353	X	-	-	X	209,625	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第3 労働時間

1 所定労働時間

(1) 日所定・週所定労働時間

日所定労働時間は7時間43分となっており、規模別にみると、中小企業は7時間43分、大企業は7時間44分となっている。週所定労働時間は、38時間37分となっており、規模別にみると、中小企業は38時間38分、大企業は38時間35分となっている。(第7表)

第7表 日所定・週所定労働時間

区 分			単位：(時間:分)	
			日 所 定	週 所 定
前 年 産 業 計	規 模 計		7:38	38:02
	中 小 企 業		7:37	37:54
	大 企 業		7:41	38:39
産 業 計	規 模 計		7:43	38:37
	中 小 企 業		7:43	38:38
	大 企 業		7:44	38:35
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	規 模 計		7:31	37:38
	中 小 企 業		7:30	37:30
	大 企 業		7:35	37:55
建 設 業	規 模 計		7:45	39:20
	中 小 企 業		7:44	39:17
	大 企 業		7:57	39:48
製 造 業	規 模 計		7:47	38:51
	中 小 企 業		7:47	38:51
	大 企 業		7:50	38:53
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	規 模 計		8:09	37:45
	中 小 企 業		8:16	37:36
	大 企 業		7:40	38:20
情 報 通 信 業	規 模 計		7:48	39:02
	中 小 企 業		7:50	39:12
	大 企 業		7:30	37:30
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計		8:16	39:01
	中 小 企 業		8:23	39:30
	大 企 業		7:51	37:23
卸 売 業、小 売 業	規 模 計		7:21	36:55
	中 小 企 業		7:11	36:15
	大 企 業		7:43	38:25
金 融 業、保 険 業	規 模 計		7:30	37:32
	中 小 企 業		7:36	38:00
	大 企 業		7:27	37:15
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計		8:00	40:00
	中 小 企 業		8:00	40:00
	大 企 業		8:00	40:00
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計		7:38	38:31
	中 小 企 業		7:42	38:59
	大 企 業		7:30	37:30
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計		7:44	39:21
	中 小 企 業		7:47	40:08
	大 企 業		7:33	36:46
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計		7:49	38:43
	中 小 企 業		7:49	38:38
	大 企 業		7:48	38:50
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計		7:40	37:53
	中 小 企 業		7:36	37:09
	大 企 業		7:43	38:35
医 療、福 祉	規 模 計		7:54	39:34
	中 小 企 業		7:56	39:35
	大 企 業		7:52	39:33
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計		7:48	39:02
	中 小 企 業		8:00	40:00
	大 企 業		7:47	38:57
サ ー ビ ス 業	規 模 計		7:41	39:03
	中 小 企 業		7:42	39:18
	大 企 業		7:37	38:09

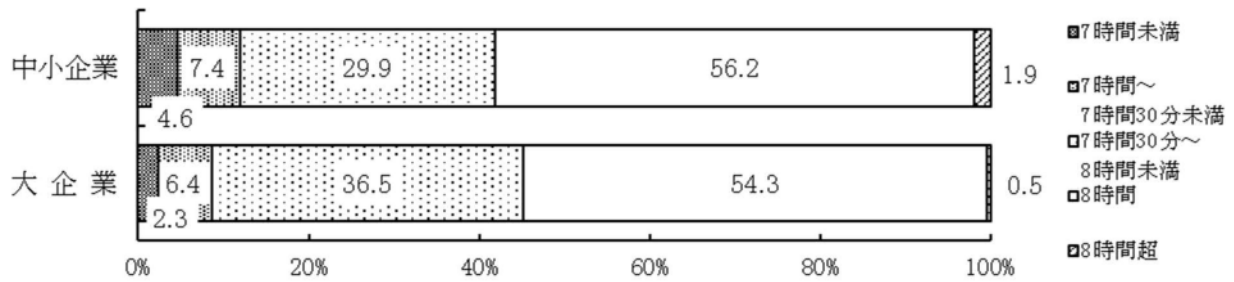
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間について、産業別では中小企業で「運輸業・郵便業」が、大企業で「不動産業、物品賃貸業」が最も長くなっている。1日の所定労働時間別事業所割合の分布状況をみると、中小企業、大企業ともに8時間の割合が高くなっている。(第8表、第3図)

第8表 1日の所定労働時間

区 分		所定労働時間 (時間:分)	1日の所定労働時間別事業所割合(%)					
			5	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01
			6:29	5	5	5		5
前 年 産 業 計	規 模 計	7:38	3.3	0.7	7.4	35.7	51.5	1.4
	中 小 企 業	7:37	3.6	0.7	6.9	34.6	52.5	1.7
	大 企 業	7:41	2.0	0.7	9.6	41.1	46.6	-
産 業 計	規 模 計	7:43	3.3	0.7	7.1	31.5	55.7	1.6
	中 小 企 業	7:43	3.7	0.9	7.4	29.9	56.2	1.9
	大 企 業	7:44	2.3	-	6.4	36.5	54.3	0.5
鉱 業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:31	-	-	33.3	66.7	-	-
	中 小 企 業	7:30	-	-	50.0	50.0	-	-
	大 企 業	7:35	-	-	-	100.0	-	-
建 設 業	規 模 計	7:45	-	-	8.1	37.4	54.5	-
	中 小 企 業	7:44	-	-	8.8	38.9	52.2	-
	大 企 業	7:57	-	-	-	20.0	80.0	-
製 造 業	規 模 計	7:47	1.9	0.6	4.3	37.9	53.4	1.9
	中 小 企 業	7:47	2.0	0.7	4.6	36.8	53.9	2.0
	大 企 業	7:50	-	-	-	55.6	44.4	-
電 気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	8:09	-	-	20.0	60.0	-	20.0
	中 小 企 業	8:16	-	-	25.0	50.0	-	25.0
	大 企 業	7:40	-	-	-	100.0	-	-
情 報 通 信 業	規 模 計	7:48	-	-	-	50.0	50.0	-
	中 小 企 業	7:50	-	-	-	44.4	55.6	-
	大 企 業	7:30	-	-	-	100.0	-	-
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	8:16	-	4.2	8.3	27.1	50.0	10.4
	中 小 企 業	8:23	-	5.4	8.1	24.3	51.4	10.8
	大 企 業	7:51	-	-	9.1	36.4	45.5	9.1
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	7:21	12.1	0.6	8.0	29.9	48.3	1.1
	中 小 企 業	7:11	16.4	0.8	5.7	28.7	46.7	1.6
	大 企 業	7:43	1.9	-	13.5	32.7	51.9	-
金 融 業、保 険 業	規 模 計	7:30	4.5	-	22.7	50.0	22.7	-
	中 小 企 業	7:36	-	-	12.5	62.5	25.0	-
	大 企 業	7:27	7.1	-	28.6	42.9	21.4	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	8:00	-	-	-	-	100.0	-
	中 小 企 業	8:00	-	-	-	-	100.0	-
	大 企 業	8:00	-	-	-	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	7:38	-	-	17.4	39.1	43.5	-
	中 小 企 業	7:42	-	-	20.0	20.0	60.0	-
	大 企 業	7:30	-	-	12.5	75.0	12.5	-
宿 泊 業、飲 食 サービス業	規 模 計	7:44	2.6	2.6	17.9	10.3	61.5	5.1
	中 小 企 業	7:47	-	3.4	24.1	10.3	55.2	6.9
	大 企 業	7:33	10.0	-	-	10.0	80.0	-
生 活 関 連 サービス業、娯 楽 業	規 模 計	7:49	4.3	-	-	30.4	65.2	-
	中 小 企 業	7:49	6.7	-	-	13.3	80.0	-
	大 企 業	7:48	-	-	-	62.5	37.5	-
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	7:40	2.7	-	-	51.4	45.9	-
	中 小 企 業	7:36	5.6	-	-	38.9	55.6	-
	大 企 業	7:43	-	-	-	63.2	36.8	-
医 療、福 祉	規 模 計	7:54	0.7	-	2.0	18.8	77.9	0.7
	中 小 企 業	7:56	-	-	3.0	18.2	77.8	1.0
	大 企 業	7:52	2.0	-	-	20.0	78.0	-
複 合 サービス 事 業	規 模 計	7:48	-	-	-	38.5	61.5	-
	中 小 企 業	8:00	-	-	-	-	100.0	-
	大 企 業	7:47	-	-	-	41.7	58.3	-
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:41	1.8	1.8	14.3	32.1	50.0	-
	中 小 企 業	7:42	-	2.3	15.9	31.8	50.0	-
	大 企 業	7:37	8.3	-	8.3	33.3	50.0	-

第3図 1日の所定労働時間別事業所割合



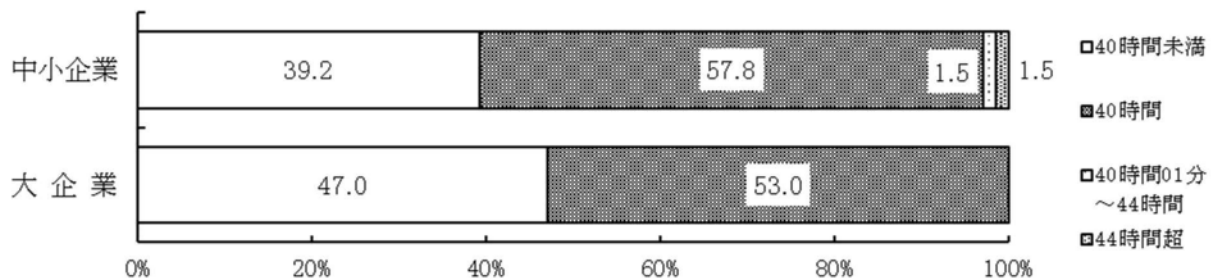
(3) 週所定労働時間

週所定労働時間について、産業別では「不動産業、物品賃貸業」が 40 時間と最も長く、一方、最も短いのは「卸売業、小売業」の 36 時間 55 分であり、その差は 3 時間 5 分となっている。

また、週所定労働時間別事業所割合の分布状況をみると、40 時間以下の事業所が 97.8%、40 時間を超え 44 時間以下の事業所が 1.1%、44 時間を超える事業所が 1.1%となっている。これを産業別にみると、40 時間以下が 100%を占めているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」となっている。(第 10 表、第4図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業どちらについても労働組合の無い事業所の方が長くなっている。(第9表)

第4図 週所定労働時間別事業所割合



第9表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	単位：(時間:分)			
	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38:02	37:52	38:24	39:09
産 業 計	37:46	38:45	38:15	39:07

第10表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	週所定労働時間別事業所割合(%)						
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59
前 年 産 業 計 規 模 計	38:02	24.9	20.2	52.2	0.5	0.2	0.6	1.4
中 小 企 業	37:54	22.8	20.5	53.4	0.6	0.3	0.7	1.7
大 企 業	38:39	34.9	18.5	46.6	-	-	-	-
産 業 計 規 模 計	38:37	23.2	18.0	56.6	-	0.7	0.4	1.1
中 小 企 業	38:38	21.2	18.0	57.8	-	0.9	0.6	1.5
大 企 業	38:35	29.2	17.8	53.0	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	37:38	100.0	-	-	-	-	-	-
中 小 企 業	37:30	100.0	-	-	-	-	-	-
大 企 業	37:55	100.0	-	-	-	-	-	-
建 設 業 規 模 計	39:20	19.5	18.7	57.7	-	0.8	0.8	2.4
中 小 企 業	39:17	21.2	19.5	54.9	-	0.9	0.9	2.7
大 企 業	39:48	-	10.0	90.0	-	-	-	-
製 造 業 規 模 計	38:51	22.4	24.2	52.2	-	-	0.6	0.6
中 小 企 業	38:51	21.7	23.7	53.3	-	-	0.7	0.7
大 企 業	38:53	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	37:45	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-
中 小 企 業	37:36	75.0	-	25.0	-	-	-	-
大 企 業	38:20	-	100.0	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	39:02	30.0	20.0	50.0	-	-	-	-
中 小 企 業	39:12	22.2	22.2	55.6	-	-	-	-
大 企 業	37:30	100.0	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵便業 規 模 計	39:01	14.6	27.1	54.2	-	-	2.1	2.1
中 小 企 業	39:30	13.5	27.0	54.1	-	-	2.7	2.7
大 企 業	37:23	18.2	27.3	54.5	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	36:55	32.8	16.7	48.3	-	1.7	-	0.6
中 小 企 業	36:15	32.0	14.8	50.0	-	2.5	-	0.8
大 企 業	38:25	34.6	21.2	44.2	-	-	-	-
金 融 業、保険業 規 模 計	37:32	72.7	4.5	22.7	-	-	-	-
中 小 企 業	38:00	62.5	12.5	25.0	-	-	-	-
大 企 業	37:15	78.6	-	21.4	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-
中 小 企 業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-
大 企 業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	38:31	43.5	8.7	43.5	-	4.3	-	-
中 小 企 業	38:59	33.3	-	60.0	-	6.7	-	-
大 企 業	37:30	62.5	25.0	12.5	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業 規 模 計	39:21	15.4	5.1	69.2	-	-	2.6	7.7
中 小 企 業	40:08	17.2	3.4	65.5	-	-	3.4	10.3
大 企 業	36:46	10.0	10.0	80.0	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	38:43	17.4	30.4	47.8	-	-	-	4.3
中 小 企 業	38:38	20.0	6.7	66.7	-	-	-	6.7
大 企 業	38:50	12.5	75.0	12.5	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	37:53	40.5	10.8	48.6	-	-	-	-
中 小 企 業	37:09	33.3	5.6	61.1	-	-	-	-
大 企 業	38:35	47.4	15.8	36.8	-	-	-	-
医 療、福 祉 規 模 計	39:34	8.1	12.1	79.9	-	-	-	-
中 小 企 業	39:35	8.1	13.1	78.8	-	-	-	-
大 企 業	39:33	8.0	10.0	82.0	-	-	-	-
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	39:02	38.5	-	61.5	-	-	-	-
中 小 企 業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-
大 企 業	38:57	41.7	-	58.3	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	39:03	12.5	35.7	50.0	-	1.8	-	-
中 小 企 業	39:18	9.1	38.6	50.0	-	2.3	-	-
大 企 業	38:09	25.0	25.0	50.0	-	-	-	-

2 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、65.1%となっている。規模別では、中小企業で 64.2%、大企業で 68.0%となっている。形態別では、「1か月単位」が27.8%、「1年単位」が34.0%、「フレックスタイム制」が5.6%、「1週間単位」が2.1%となり、中小企業では「1年単位」、大企業では「1か月単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 100.0%で最も高く、以下、「運輸業・郵便業」、「卸売業・小売業」と続いている。（第 11 表、第5図）

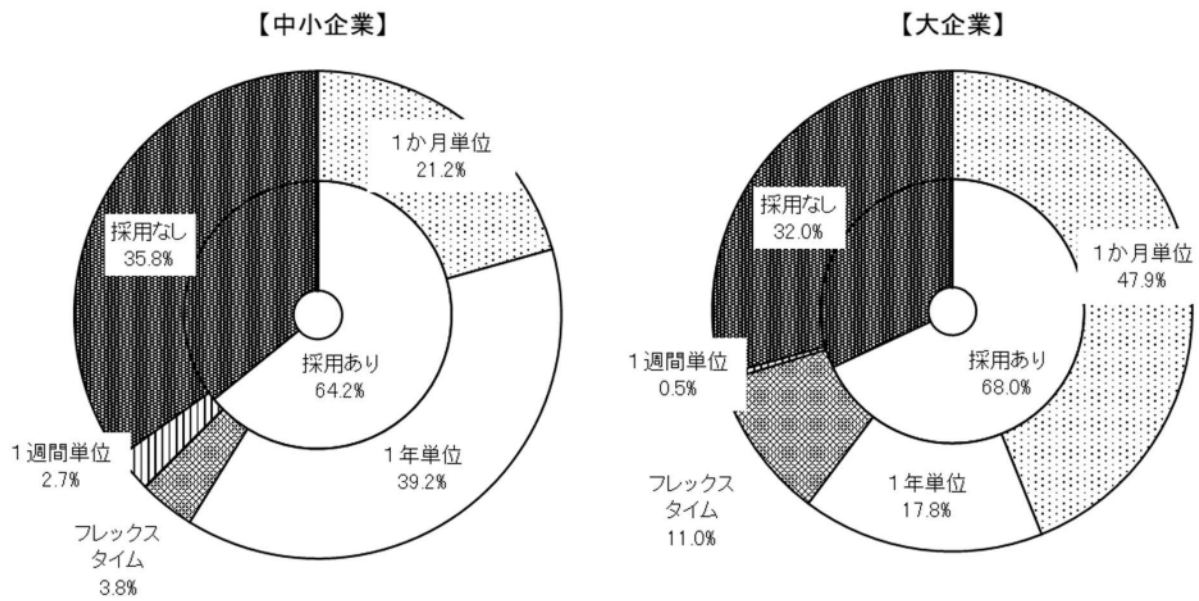
また、平成 25年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、多少の増減はあるものの概ね横ばい傾向にある。（第6図）

第 11 表 変形労働時間制の形態別事業所

区 分			変形労働 時間制 あり	各形態の採用割合				変形労働 時間制 なし
				1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位	
前 年 産 業 計 規 模 計			61.9	24.4	35.8	5.0	0.7	38.1
中 小 企 業			61.0	20.1	40.6	3.4	0.7	39.0
大 企 業			66.4	45.2	13.0	12.3	0.7	33.6
産 業 計 規 模 計			65.1	27.8	34.0	5.6	2.1	34.9
中 小 企 業			64.2	21.2	39.2	3.8	2.7	35.8
大 企 業			68.0	47.9	17.8	11.0	0.5	32.0
鉱業、採石業、砂利採取業			100.0	33.3	—	100.0	—	0.0
中 小 企 業			100.0	—	—	100.0	—	0.0
大 企 業			100.0	100.0	—	100.0	—	0.0
建 設 業 規 模 計			50.4	6.5	42.3	3.3	—	49.6
中 小 企 業			52.2	5.3	46.0	2.7	—	47.8
大 企 業			30.0	20.0	—	10.0	—	70.0
製 造 業 規 模 計			66.5	8.7	56.5	5.0	—	33.5
中 小 企 業			66.4	7.9	57.9	3.9	—	33.6
大 企 業			66.7	22.2	33.3	22.2	—	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業			100.0	60.0	—	40.0	—	0.0
中 小 企 業			100.0	50.0	—	50.0	—	0.0
大 企 業			100.0	100.0	—	—	—	0.0
情 報 通 信 業 規 模 計			40.0	20.0	10.0	30.0	—	60.0
中 小 企 業			44.4	22.2	11.1	33.3	—	55.6
大 企 業			—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計			87.5	43.8	39.6	10.4	4.2	12.5
中 小 企 業			89.2	37.8	40.5	5.4	5.4	10.8
大 企 業			81.8	63.6	36.4	27.3	—	18.2
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計			73.0	33.9	32.2	6.9	4.0	27.0
中 小 企 業			66.4	18.9	40.2	2.5	5.7	33.6
大 企 業			88.5	69.2	13.5	17.3	—	11.5
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計			18.2	9.1	4.5	9.1	—	81.8
中 小 企 業			25.0	12.5	—	12.5	—	75.0
大 企 業			14.3	7.1	7.1	7.1	—	85.7
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計			63.6	36.4	27.3	18.2	—	36.4
中 小 企 業			60.0	40.0	20.0	10.0	—	40.0
大 企 業			100.0	—	100.0	100.0	—	0.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計			56.5	13.0	43.5	8.7	—	43.5
中 小 企 業			53.3	—	53.3	—	—	46.7
大 企 業			62.5	37.5	25.0	25.0	—	37.5
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計			71.8	48.7	5.1	2.6	23.1	28.2
中 小 企 業			72.4	44.8	6.9	3.4	27.6	27.6
大 企 業			70.0	60.0	—	—	10.0	30.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計			60.9	39.1	21.7	—	—	39.1
中 小 企 業			66.7	46.7	20.0	—	—	33.3
大 企 業			50.0	25.0	25.0	—	—	50.0
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計			67.6	8.1	64.9	—	—	32.4
中 小 企 業			66.7	11.1	66.7	—	—	33.3
大 企 業			68.4	5.3	63.2	—	—	31.6
医 療 、 福 祉 規 模 計			69.1	51.7	16.8	2.0	0.7	30.9
中 小 企 業			65.7	43.4	21.2	2.0	1.0	34.3
大 企 業			76.0	68.0	8.0	2.0	—	24.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計			53.8	46.2	7.7	15.4	—	46.2
中 小 企 業			—	—	—	—	—	—
大 企 業			58.3	50.0	8.3	16.7	—	41.7
サ ー ビ ス 業 規 模 計			58.9	32.1	26.8	1.8	—	41.1
中 小 企 業			61.4	34.1	29.5	—	—	38.6
大 企 業			50.0	25.0	16.7	8.3	—	50.0

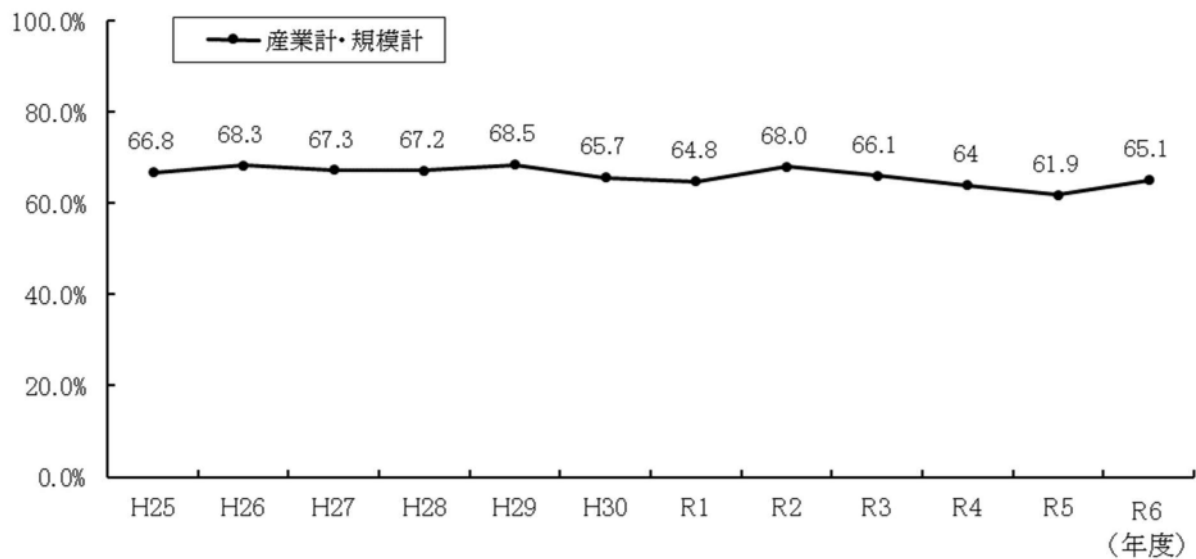
（注）複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、変形労働時間制ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第5図 変形労働時間制の採用状況



(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、採用ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第6図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



3 勤務間インターバル制度

インターバル制度を導入している事業所は 9.3%となっている。規模別には、中小企業で 5.6%、大企業で 20.5%となっている。産業別では「金融業、保険業」が 22.7%でもっとも高い割合となっている(第 12 表)

第 12 表 勤務間インターバル制度の導入状況

単位：％

	導入している	導入予定 または 検討している	導入予定はなく、 検討もしていない
前 年 産 業 計 規 模 計	7.7	9.1	83.2
中 小 企 業	6.0	9.9	84.1
大 企 業	15.8	5.5	78.8
産 業 計 規 模 計	9.3	6.5	84.3
中 小 企 業	5.6	6.2	88.2
大 企 業	20.5	7.3	72.1
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	-	-	100.0
中 小 企 業	-	-	100.0
大 企 業	-	-	100.0
建 設 業 規 模 計	6.5	4.1	89.4
中 小 企 業	7.1	3.5	89.4
大 企 業	-	10.0	90.0
製 造 業 規 模 計	6.8	5.0	88.2
中 小 企 業	5.3	4.6	90.1
大 企 業	33.3	11.1	55.6
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	-	-	100.0
中 小 企 業	-	-	100.0
大 企 業	-	-	100.0
情 報 通 信 業 規 模 計	-	20.0	80.0
中 小 企 業	-	22.2	77.8
大 企 業	-	-	100.0
運 輸 業、郵便業 規 模 計	12.5	14.6	72.9
中 小 企 業	13.5	10.8	75.7
大 企 業	9.1	27.3	63.6
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	16.1	5.7	78.2
中 小 企 業	3.3	7.4	89.3
大 企 業	46.2	1.9	51.9
金 融 業、保 険 業 規 模 計	22.7	-	77.3
中 小 企 業	12.5	-	87.5
大 企 業	28.6	-	71.4
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	9.1	9.1	81.8
中 小 企 業	10.0	-	90.0
大 企 業	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	13.0	4.3	82.6
中 小 企 業	-	6.7	93.3
大 企 業	37.5	-	62.5
宿泊業、飲食サービス業 規 模 計	7.7	2.6	89.7
中 小 企 業	6.9	3.4	89.7
大 企 業	10.0	-	90.0
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	13.0	13.0	73.9
中 小 企 業	20.0	20.0	60.0
大 企 業	-	-	100.0
教育、学習支援業 規 模 計	2.7	8.1	89.2
中 小 企 業	5.6	5.6	88.9
大 企 業	-	10.5	89.5
医 療、福 祉 規 模 計	3.4	8.1	88.6
中 小 企 業	3.0	5.1	91.9
大 企 業	4.0	14.0	82.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	15.4	7.7	76.9
中 小 企 業	-	100.0	-
大 企 業	16.7	-	83.3
サ ー ビ ス 業 規 模 計	12.5	7.1	80.4
中 小 企 業	4.5	9.1	86.4
大 企 業	41.7	-	58.3

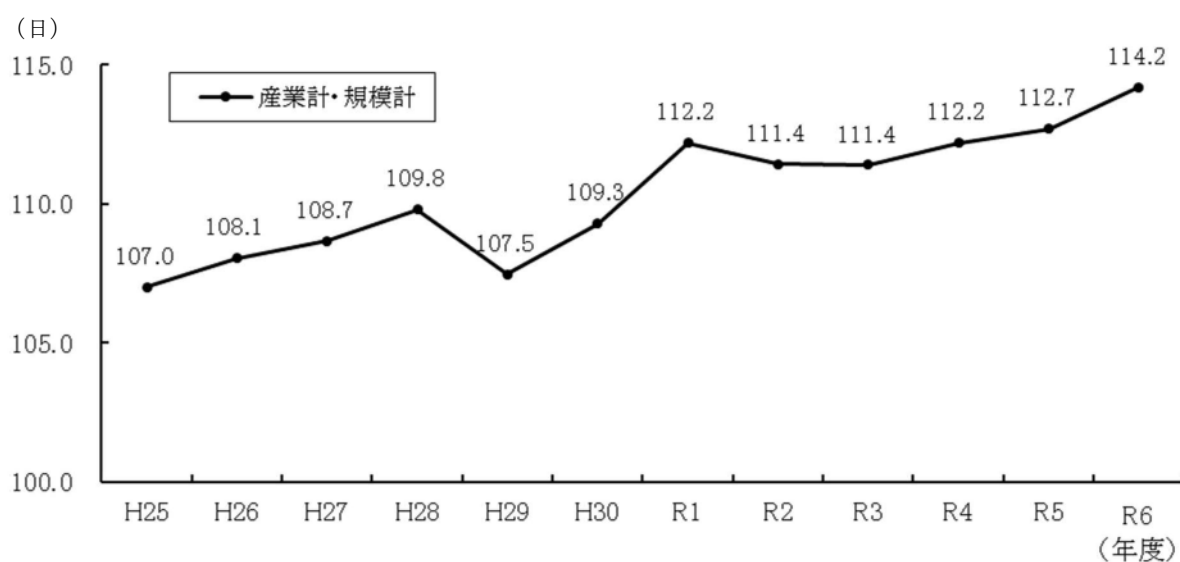
第4 休日、休暇

1 年間休日数

年間休日数の平均は114.2日となっている。規模別では、中小企業が112.5日、大企業が119.3日と大企業の方が6.8日多くなっている。産業別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」の130.2日、「生活関連サービス業、娯楽業」の125.7日、「学術研究、専門・技術サービス業」の124.8日が多く、他の産業では、102.6～124.3日となっている。（第13表）

また、平成24年度からの年間休日数の推移をみると、一部減少はあるものの、概ね増加傾向にある。（第7図）

第7図 年間休日数の推移



第 13 表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数
前 年 産 業 計 規 模 計	112.7
中 小 企 業	111.7
大 企 業	117.3
産 業 計 規 模 計	114.2
中 小 企 業	112.5
大 企 業	119.3
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	124.3
中 小 企 業	124.0
大 企 業	125.0
建 設 業 規 模 計	112.9
中 小 企 業	111.9
大 企 業	124.3
製 造 業 規 模 計	113.4
中 小 企 業	113.1
大 企 業	118.1
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	130.2
中 小 企 業	132.5
大 企 業	121.0
情 報 通 信 業 規 模 計	121.4
中 小 企 業	121.3
大 企 業	122.0
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	109.8
中 小 企 業	108.2
大 企 業	115.2
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	111.5
中 小 企 業	107.9
大 企 業	120.0
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	122.7
中 小 企 業	121.9
大 企 業	123.1
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	116.5
中 小 企 業	115.6
大 企 業	126.0
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	124.8
中 小 企 業	126.1
大 企 業	122.0
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	102.6
中 小 企 業	101.2
大 企 業	106.8
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	125.7
中 小 企 業	132.8
大 企 業	113.3
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	117.5
中 小 企 業	120.4
大 企 業	114.8
医 療 、 福 祉 規 模 計	117.3
中 小 企 業	115.3
大 企 業	121.4
複 合 サービス 事 業 規 模 計	118.7
中 小 企 業	118.0
大 企 業	118.8
サ ー ビ ス 業 規 模 計	110.8
中 小 企 業	107.8
大 企 業	121.8

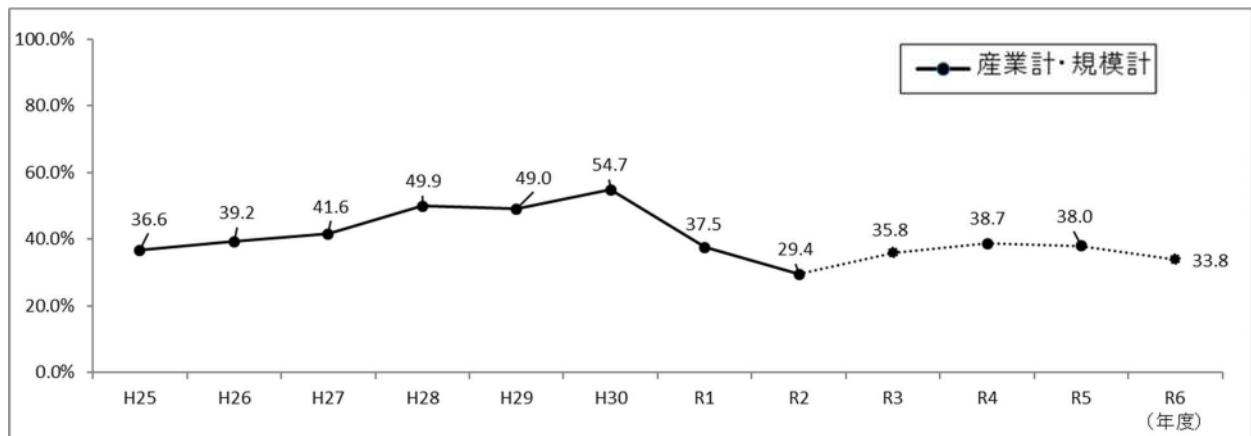
2 週休制

週休制の形態のうち「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の 33.8% (303 事業所) となっている。規模別では、中小企業が 32.0%、大企業が 39.3% で実施している。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 100%、以下「金融業、保険業」(77.3%) と他の産業に比べて高い割合となっている。(第 8 図、第 9 図、第 14 表)

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の 81.4% となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の 36.9% となっている。(第 15 表)

労働組合の有無別にみると、何かの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で 78.8%、ない事業所で 81.0% となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で 94.1%、ない事業所で 74.9% となっている。(第 16 表)

第8図 完全週休2日制の採用状況の推移



(注) 1 平成 29 年度までの集計について

(1) 「その他」とは週休 1 日制、週休 1 日半制など、何らかの形で週休 2 日制でないものをいう。

(2) 「1 年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

(例: 「年間休日数 105 日以上」であれば、「完全週休 2 日制」とする。)

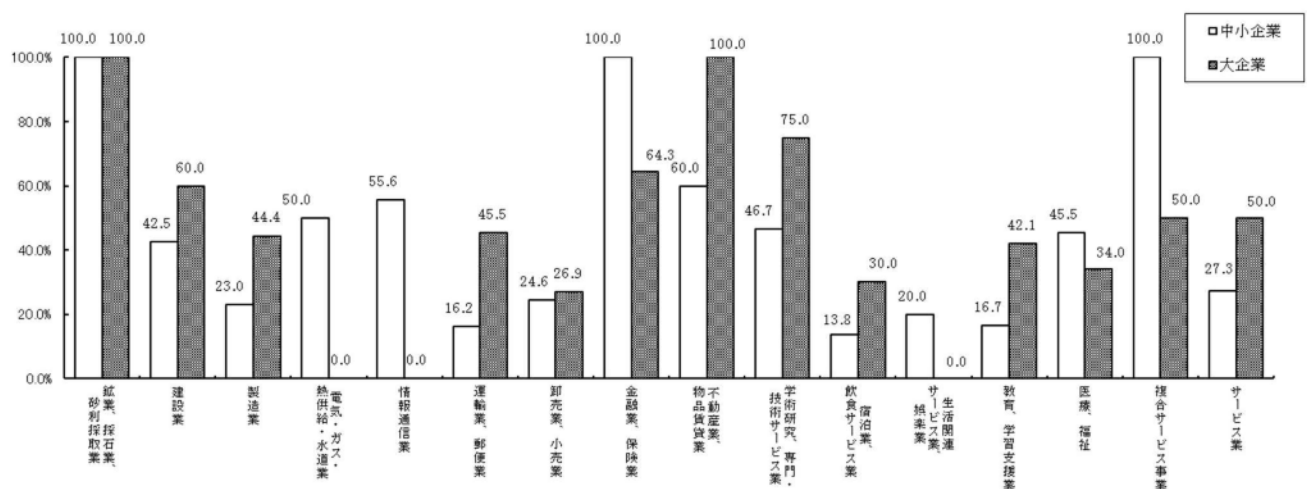
2 平成 30 年度の集計について

平成 30 年度は、週休制の採用がある事業所のうち、完全週休 2 日制に最も近いものについて集計。

3 令和元年度からの集計について

令和元年度からは、第 14 表の形態に最も近いものについて集計。形態内容も一部変更。

第9図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第 14 表 週休制の形態別採用状況(産業別事業所割合)

単位：％

区 分			週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制 より休日日数が多い制度	その他
前 年 産 業 計	規 模 計		4.2	35.3	38.0	11.4	11.2
	中 小 企 業		4.7	38.9	34.6	10.3	11.5
	大 企 業		1.4	18.5	54.1	16.4	9.6
産 業 計	規 模 計		4.9	34.1	33.8	14.3	12.9
	中 小 企 業		6.0	37.3	32.0	11.4	13.3
	大 企 業		1.4	24.2	39.3	23.3	11.9
鉱 業、採石業、砂利採取業	規 模 計		-	-	100.0	-	-
	中 小 企 業		-	-	100.0	-	-
	大 企 業		-	-	100.0	-	-
建 設 業	規 模 計		0.8	36.6	43.9	8.9	9.8
	中 小 企 業		0.9	38.9	42.5	7.1	10.6
	大 企 業		-	10.0	60.0	30.0	-
製 造 業	規 模 計		2.5	49.1	24.2	11.8	12.4
	中 小 企 業		2.0	51.3	23.0	11.8	11.8
	大 企 業		11.1	11.1	44.4	11.1	22.2
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	規 模 計		-	20.0	40.0	20.0	20.0
	中 小 企 業		-	-	50.0	25.0	25.0
	大 企 業		-	100.0	-	-	-
情 報 通 信 業	規 模 計		-	-	50.0	50.0	-
	中 小 企 業		-	-	55.6	44.4	-
	大 企 業		-	-	-	100.0	-
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計		8.3	50.0	22.9	8.3	10.4
	中 小 企 業		10.8	56.8	16.2	5.4	10.8
	大 企 業		-	27.3	45.5	18.2	9.1
卸 売 業、小 売 業	規 模 計		9.2	33.9	25.3	18.4	13.2
	中 小 企 業		13.1	34.4	24.6	9.8	18.0
	大 企 業		-	32.7	26.9	38.5	1.9
金 融 業、保 険 業	規 模 計		-	-	77.3	22.7	-
	中 小 企 業		-	-	100.0	-	-
	大 企 業		-	-	64.3	35.7	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計		-	18.2	63.6	-	18.2
	中 小 企 業		-	20.0	60.0	-	20.0
	大 企 業		-	-	100.0	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計		-	13.0	56.5	17.4	13.0
	中 小 企 業		-	20.0	46.7	13.3	20.0
	大 企 業		-	-	75.0	25.0	-
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計		15.4	33.3	17.9	12.8	20.5
	中 小 企 業		17.2	37.9	13.8	13.8	17.2
	大 企 業		10.0	20.0	30.0	10.0	30.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計		-	34.8	13.0	39.1	13.0
	中 小 企 業		-	20.0	20.0	40.0	20.0
	大 企 業		-	62.5	-	37.5	-
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計		2.7	45.9	29.7	16.2	5.4
	中 小 企 業		5.6	38.9	16.7	27.8	11.1
	大 企 業		-	52.6	42.1	5.3	-
医 療、福 祉	規 模 計		3.4	18.1	41.6	15.4	21.5
	中 小 企 業		4.0	21.2	45.5	14.1	15.2
	大 企 業		2.0	12.0	34.0	18.0	34.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計		-	38.5	53.8	-	7.7
	中 小 企 業		-	-	100.0	-	-
	大 企 業		-	41.7	50.0	-	8.3
サ ー ビ ス 業	規 模 計		12.5	41.1	32.1	7.1	7.1
	中 小 企 業		15.9	47.7	27.3	2.3	6.8
	大 企 業		-	16.7	50.0	25.0	8.3

第 15 表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

区 分		週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より 休日日数が多い制度	その他
適用労働者	前 年 規 模 計	2.9	27.5	39.2	12.2	18.1
	規 模 計	2.8	26.7	36.9	17.8	15.8
	中 小 企 業	4.1	33.6	35.9	11.0	15.4
	大 企 業	0.9	16.7	38.3	27.7	16.4

第 16 表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況(規模別事業所割合)

区 分		週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より 休日日数が多い制度	その他
中 小 企 業	労 組 有	7.5	28.8	37.5	12.5	13.8
	労 組 無	5.9	38.5	31.3	11.2	13.2
大 企 業	労 組 有	1.5	26.7	43.0	24.4	4.4
	労 組 無	1.2	20.2	33.3	21.4	23.8

3 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇の付与、取得状況

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は、全体で 16.7 日となっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 19.6 日が最も多く、「教育、学習支援業」の 19.0 日と続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で 10.8 日、取得率は 64.6%となっている。取得率を産業別にみると、「複合サービス業」「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」の 92.9%が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」の 43.8%が最も低くなっている。(第 17 表)

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業では 16.8 日、大企業では 18.0 日であり、取得率は中小企業で 63.9%、大企業で 70.6%となっている。取得率を労働組合の有無別でみると、中小企業、大企業ともに労働組合がある事業所で付与日数や取得日数が高くなっている。(第 18 表)

第 17 表 年次有給休暇の付与、取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)
前 年 産 業 計	17.2	11.0	63.9	16.8	10.6	63.0	18.1	12.0	66.3
産 業 計	16.7	10.8	64.6	16.2	10.0	61.8	17.5	12.1	69.1
鉱業、採石業、砂利採取業	19.6	14.0	71.1	19.8	14.3	71.9	17.3	10.7	61.8
建設業	17.2	10.8	62.5	15.9	9.4	58.8	19.6	13.3	68.0
製造業	17.2	12.1	70.2	16.9	11.3	67.1	18.1	13.9	77.0
電気・ガス・熱供給・水道業	18.8	14.6	77.2	18.5	16.6	89.7	19.1	13.5	70.8
情報通信業	17.4	11.2	64.5	18.1	11.8	65.2	15.2	9.3	61.5
運輸業、郵便業	16.2	8.7	53.8	16.7	7.8	47.0	15.1	11.0	72.5
卸売業、小売業	16.5	9.8	59.3	15.2	8.5	56.1	18.7	11.9	63.5
金融業、保険業	18.3	13.1	71.4	18.2	10.7	58.6	18.4	14.5	78.8
不動産業、物品賃貸業	15.1	9.9	66.0	14.8	10.1	68.2	19.8	7.9	40.2
学術研究、専門・技術サービス業	17.7	11.8	66.4	17.3	10.8	62.7	18.5	13.3	72.0
宿泊業、飲食サービス業	14.0	7.7	55.5	13.6	8.0	58.9	14.6	7.2	49.2
生活関連サービス業、娯楽業	14.8	6.5	43.8	14.2	5.4	38.1	17.6	11.2	63.5
教育、学習支援業	19.0	11.8	62.1	17.0	11.6	68.2	20.3	11.9	58.6
医療、福祉	16.0	10.1	63.0	15.8	10.0	63.1	16.1	10.1	62.9
複合サービス事業	18.0	16.7	92.9	19.3	17.1	88.9	17.7	16.6	93.6
サービス業	15.0	10.0	66.5	15.8	9.8	62.4	13.5	10.3	75.9

第 18 表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分		中 小 企 業			大 企 業		
		付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)	付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)
前 年 産 業 計	労組有	18.1	11.8	65.2	19.0	12.2	64.2
	労組無	16.4	10.2	62.1	16.6	11.7	70.5
産 業 計	労組有	16.8	10.8	63.9	18.0	12.7	70.6
	労組無	16.0	9.8	61.1	16.3	10.6	65.0

(2) 年次有給休暇の取得促進等に向けた制度

年次有給休暇の取得促進等に向けた制度について、半日単位で取得する制度を導入している割合が最も高くなっており、規模別においても同様となっている。(第19表)

第19表 年次有給休暇取得促進等に向けた制度の導入状況

単位：％

		半日単位	時間単位	計画的付与	その他
前	年	72.8	36.8	45.0	3.8
産	業	72.0	34.9	42.5	3.4
	計	76.7	45.9	56.8	5.5
産	業	77.4	36.3	40.8	1.9
	計	74.9	31.7	37.5	1.8
	中	84.9	50.7	51.1	2.3
	大				
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	-	33.3	-
	中	100.0	-	50.0	-
	小	100.0	-	-	-
	企				
建設業	規模計	77.2	34.1	43.1	3.3
	中	75.2	33.6	40.7	2.7
	小	100.0	40.0	70.0	10.0
	企				
製造業	規模計	83.9	23.6	39.1	1.2
	中	82.9	23.7	39.5	1.3
	小	100.0	22.2	33.3	-
	企				
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	40.0	-	-
	中	100.0	25.0	-	-
	小	100.0	100.0	-	-
	企				
情報通信業	規模計	80.0	30.0	40.0	-
	中	77.8	33.3	33.3	-
	小	100.0	-	100.0	-
	企				
運輸業、郵便業	規模計	75.0	20.8	37.5	-
	中	75.7	18.9	37.8	-
	小	72.7	27.3	36.4	-
	企				
卸売業、小売業	規模計	75.3	22.4	46.0	4.0
	中	73.8	21.3	37.7	4.9
	小	78.8	25.0	65.4	1.9
	企				
金融業、保険業	規模計	77.3	59.1	59.1	-
	中	75.0	50.0	37.5	-
	小	78.6	64.3	71.4	-
	企				
不動産業、物品賃貸業	規模計	81.8	36.4	27.3	9.1
	中	80.0	30.0	20.0	-
	小	100.0	100.0	100.0	100.0
	企				
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	69.6	52.2	34.8	-
	中	60.0	46.7	20.0	-
	小	87.5	62.5	62.5	-
	企				
宿泊業、飲食サービス業	規模計	46.2	7.7	33.3	-
	中	41.4	6.9	27.6	-
	小	60.0	10.0	50.0	-
	企				
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	73.9	26.1	47.8	-
	中	60.0	20.0	46.7	-
	小	100.0	37.5	50.0	-
	企				
教育、学習支援業	規模計	91.9	78.4	32.4	-
	中	88.9	77.8	50.0	-
	小	94.7	78.9	15.8	-
	企				
医療、福祉	規模計	79.2	58.4	35.6	2.0
	中	75.8	51.5	31.3	1.0
	小	86.0	72.0	44.0	4.0
	企				
複合サービス事業	規模計	100.0	100.0	61.5	-
	中	100.0	100.0	100.0	-
	小	100.0	100.0	58.3	-
	企				
サービス業	規模計	69.6	44.6	46.4	-
	中	68.2	43.2	45.5	-
	小	75.0	50.0	50.0	-
	企				

4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で 41.8%、病気休暇で 34.2%、リフレッシュ休暇で 15.5%、ボランティア休暇で 9.6%、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)で 5.2%、骨髄ドナー休暇で 4.0%、慶弔休暇で 90.9%、記念日休暇で 6.6%となっている。(第 20 表)

第 20 表 特別休暇の採用状況

単位：％

区 分	夏季 休暇	病気 休暇	リフレッシュ 休暇	ボランティア 休暇	教育訓練 休暇	骨髄ドナー 休暇	慶弔 休暇	記念日 休暇	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	37.5	32.3	15.4	9.0	4.7	3.4	88.6	7.5	20.0
中 小 企 業	38.7	30.4	12.6	6.0	4.0	3.2	87.2	5.7	18.9
大 企 業	31.5	41.1	28.8	23.3	8.2	4.8	95.2	15.8	25.3
産 業 計 規 模 計	41.8	34.2	15.5	9.6	5.2	4.0	90.9	6.6	4.8
中 小 企 業	42.5	31.3	10.8	4.3	5.0	2.7	88.8	4.9	4.6
大 企 業	39.7	43.4	30.1	26.0	5.9	8.2	97.3	11.9	5.5
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	-	66.7	66.7	100.0	-	-	100.0	-	-
中 小 企 業	-	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
大 企 業	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
建 設 業 規 模 計	56.1	33.3	16.3	4.1	5.7	1.6	89.4	2.4	5.7
中 小 企 業	55.8	31.0	14.2	1.8	6.2	0.9	88.5	1.8	4.4
大 企 業	60.0	60.0	40.0	30.0	-	10.0	100.0	10.0	20.0
製 造 業 規 模 計	46.0	31.1	10.6	8.1	5.6	1.9	95.0	3.7	6.2
中 小 企 業	48.0	28.9	7.9	5.9	4.6	1.3	94.7	3.9	6.6
大 企 業	11.1	66.7	55.6	44.4	22.2	11.1	100.0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	20.0	40.0	20.0	20.0	-	-	100.0	-	20.0
中 小 企 業	25.0	25.0	25.0	-	-	-	100.0	-	-
大 企 業	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	100.0
情 報 通 信 業 規 模 計	40.0	20.0	20.0	10.0	-	-	100.0	10.0	10.0
中 小 企 業	44.4	11.1	22.2	11.1	-	-	100.0	-	11.1
大 企 業	-	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	35.4	37.5	6.3	16.7	2.1	10.4	83.3	16.7	2.1
中 小 企 業	40.5	32.4	2.7	10.8	2.7	13.5	81.1	13.5	2.7
大 企 業	18.2	54.5	18.2	36.4	-	-	90.9	27.3	-
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	40.8	31.0	6.3	6.9	2.3	0.6	87.9	3.4	5.2
中 小 企 業	41.0	31.1	2.5	-	1.6	0.8	82.8	3.3	4.9
大 企 業	40.4	30.8	15.4	23.1	3.8	-	100.0	3.8	5.8
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	31.8	54.5	54.5	50.0	4.5	4.5	95.5	27.3	9.1
中 小 企 業	25.0	62.5	37.5	25.0	-	-	100.0	-	-
大 企 業	35.7	50.0	64.3	64.3	7.1	7.1	92.9	42.9	14.3
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	63.6	27.3	9.1	-	9.1	-	100.0	9.1	18.2
中 小 企 業	60.0	30.0	10.0	-	10.0	-	100.0	10.0	10.0
大 企 業	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	78.3	52.2	13.0	17.4	4.3	-	95.7	17.4	4.3
中 小 企 業	86.7	40.0	-	-	6.7	-	100.0	20.0	6.7
大 企 業	62.5	75.0	37.5	50.0	-	-	87.5	12.5	-
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	5.1	30.8	10.3	-	-	-	79.5	5.1	-
中 小 企 業	6.9	27.6	10.3	-	-	-	75.9	-	-
大 企 業	-	40.0	10.0	-	-	-	90.0	20.0	-
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	26.1	34.8	17.4	21.7	8.7	13.0	82.6	21.7	4.3
中 小 企 業	40.0	26.7	6.7	6.7	6.7	6.7	73.3	6.7	6.7
大 企 業	-	50.0	37.5	50.0	12.5	25.0	100.0	50.0	-
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	51.4	40.5	16.2	16.2	2.7	16.2	94.6	5.4	2.7
中 小 企 業	22.2	33.3	5.6	11.1	5.6	11.1	88.9	11.1	-
大 企 業	78.9	47.4	26.3	21.1	-	21.1	100.0	-	5.3
医 療 、 福 祉 規 模 計	29.5	29.5	24.2	2.7	10.1	2.7	92.6	8.1	2.7
中 小 企 業	31.3	33.3	21.2	3.0	12.1	4.0	89.9	7.1	3.0
大 企 業	26.0	22.0	30.0	2.0	6.0	-	98.0	10.0	2.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	100.0	38.5	46.2	23.1	46.2	100.0	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
大 企 業	100.0	100.0	41.7	50.0	25.0	50.0	100.0	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	41.1	33.9	21.4	12.5	3.6	8.9	91.1	5.4	5.4
中 小 企 業	38.6	29.5	13.6	6.8	2.3	4.5	90.9	4.5	4.5
大 企 業	50.0	50.0	50.0	33.3	8.3	25.0	91.7	8.3	8.3

第5 育児休業制度、育児のための休暇制度

1 制度利用の事業所割合

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度、育児のための休暇制度の利用者がいた事業所の割合は85.4%となっている。そのうち育児休業制度の利用者がいた事業所の割合は79.9%となっており、規模別では中小企業で77.1%、大企業で86.3%と大企業での利用者割合が高くなっている。また、育児のための休暇制度のみの利用者がいた事業所の割合は5.5%となっている(第21表)

第21表 育児休業制度等利用の事業所数

区 分	出産者がいた 事業所計 (配偶者が出産 した男性を含む)		育児休業または 育児のための 休暇制度の利用者が いた事業所(予定含む)				育児休業または 育児のための 休暇制度の利用者が いなかった事業所			
			うち育児休業制度の 利用者がいた事業所		うち育児のための 休暇制度のみの 利用者がいた事業所					
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 規 模 計	326	(100.0%)	267	(81.9%)	233	(71.5%)	18	(5.5%)	59	(18.1%)
規 模 計	437	(100.0%)	373	(85.4%)	349	(79.9%)	24	(5.5%)	64	(14.6%)
中 小 企 業	306	(100.0%)	254	(83.0%)	236	(77.1%)	18	(5.9%)	52	(17.0%)
大 企 業	131	(100.0%)	119	(90.8%)	113	(86.3%)	6	(4.6%)	12	(9.2%)

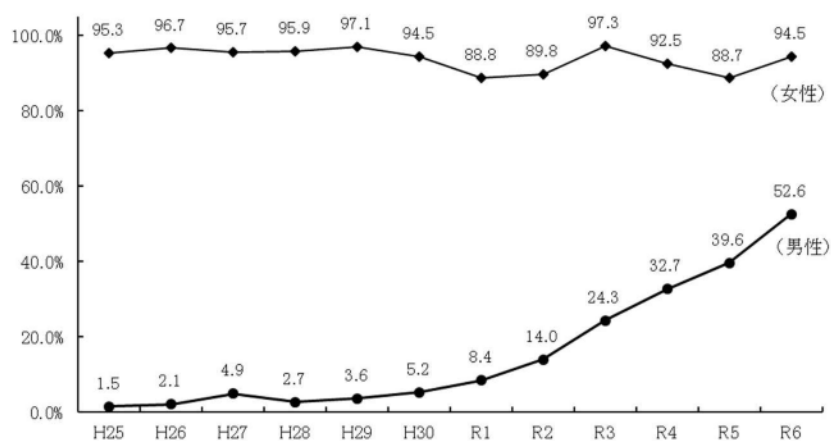
(注) 1 ()内は全体に占める割合

2 制度利用の労働者割合

令和4年8月1日から令和5年7月31日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は226人で52.6%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は432人で94.5%となっている。(第22表)

平成24年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は、平成28年度以降は、増加傾向となっている。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は、平成30年度以降減少と増加を定期的に繰り返している。(第10図)

第10図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



注) R1のみ制度利用予定者が含まれていない。

第 22 表 育児休業制度、育児のための休暇制度利用の労働者数【男 性】

区 分		配偶者が 出産した 労働者	育児休業または 育児のための 休暇制度を 利用した労働者 (予定含む)		うち育児休業制度を 利用した労働者		うち育児のための 休暇制度のみ 利用した労働者	
			集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)
前 年 産 業 計 規 模 計		419	240	(57.3%)	166	(39.6%)	74	(17.7%)
中 小 企 業		296	161	(54.4%)	111	(37.5%)	50	(16.9%)
大 企 業		123	79	(64.2%)	55	(44.7%)	24	(19.5%)
産 業 計 規 模 計		430	265	(61.6%)	226	(52.6%)	39	(9.1%)
中 小 企 業		247	157	(63.6%)	130	(52.6%)	27	(10.9%)
大 企 業		183	108	(59.0%)	96	(52.5%)	12	(6.6%)
鉱 業、採石業、規模計		6	5	(83.3%)	5	(83.3%)	0	(0.0%)
砂 利 採 取 業 中 小 企 業		6	5	(83.3%)	5	(83.3%)	0	(0.0%)
大 企 業		-	-	< - >	-	(-)	-	(-)
建 設 業 規 模 計		58	32	(55.2%)	30	(51.7%)	2	(3.4%)
中 小 企 業		29	15	(51.7%)	13	(44.8%)	2	(6.9%)
大 企 業		29	17	(58.6%)	17	(58.6%)	0	(0.0%)
製 造 業 規 模 計		147	100	(68.0%)	83	(56.5%)	17	(11.6%)
中 小 企 業		108	79	(73.1%)	65	(60.2%)	14	(13.0%)
大 企 業		39	21	(53.8%)	18	(46.2%)	3	(7.7%)
電 気・ガ ス・規 模 計		12	9	(75.0%)	8	(66.7%)	1	(8.3%)
熱 供 給・水 道 業 中 小 企 業		3	2	(66.7%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)
大 企 業		9	7	(77.8%)	6	(66.7%)	1	(11.1%)
情 報 通 信 業 規 模 計		10	5	(50.0%)	5	(50.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業		3	2	(66.7%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)
大 企 業		7	3	(42.9%)	3	(42.9%)	0	(0.0%)
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計		22	18	(81.8%)	15	(68.2%)	3	(13.6%)
中 小 企 業		14	10	(71.4%)	9	(64.3%)	1	(7.1%)
大 企 業		8	8	(100.0%)	6	(75.0%)	2	(25.0%)
卸 売 業、小 売 業 規 模 計		46	23	(50.0%)	17	(37.0%)	6	(13.0%)
中 小 企 業		33	15	(45.5%)	11	(33.3%)	4	(12.1%)
大 企 業		13	8	(61.5%)	6	(46.2%)	2	(15.4%)
金 融 業、保 険 業 規 模 計		5	3	(60.0%)	1	(20.0%)	2	(40.0%)
中 小 企 業		1	0	(0.0%)	-	(-)	-	(-)
大 企 業		4	3	(75.0%)	1	(25.0%)	2	(50.0%)
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業 規 模 計		2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業		2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0	(0.0%)
大 企 業		-	-	< - >	-	(-)	-	(-)
学 術 研 究、規 模 計		10	7	(70.0%)	7	(70.0%)	0	(0.0%)
専 門・技 術 サービス 業 中 小 企 業		3	1	(33.3%)	1	(33.3%)	0	(0.0%)
大 企 業		7	6	(85.7%)	6	(85.7%)	0	(0.0%)
宿 泊 業、規 模 計		6	2	(33.3%)	1	(16.7%)	1	(16.7%)
飲 食 サービス 業 中 小 企 業		4	1	(25.0%)	1	(25.0%)	0	(0.0%)
大 企 業		2	1	(50.0%)	-	(-)	-	(-)
生 活 関 連 サービス 業、規 模 計		4	1	(25.0%)	1	(25.0%)	0	(0.0%)
娯 楽 業 中 小 企 業		1	0	(0.0%)	-	(-)	-	(-)
大 企 業		3	1	(33.3%)	1	(33.3%)	0	(0.0%)
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計		39	16	(41.0%)	13	(33.3%)	3	(7.7%)
中 小 企 業		9	7	(77.8%)	4	(44.4%)	3	(33.3%)
大 企 業		30	9	(30.0%)	9	(30.0%)	0	(0.0%)
医 療、福 祉 規 模 計		45	30	(66.7%)	28	(62.2%)	2	(4.4%)
中 小 企 業		20	13	(65.0%)	11	(55.0%)	2	(10.0%)
大 企 業		25	17	(68.0%)	17	(68.0%)	0	(0.0%)
複 合 サービス 事 業 規 模 計		7	7	(100.0%)	6	(85.7%)	1	(14.3%)
中 小 企 業		2	2	(100.0%)	1	(50.0%)	1	(50.0%)
大 企 業		5	5	(100.0%)	5	(100.0%)	0	(0.0%)
サ ー ビ ス 業 規 模 計		11	6	(54.5%)	5	(45.5%)	1	(9.1%)
中 小 企 業		9	4	(44.4%)	4	(44.4%)	0	(0.0%)
大 企 業		2	2	(100.0%)	1	(50.0%)	1	(50.0%)

(注) ()内は全体に占める割合

第 22 表 育児休業制度、育児のための休暇制度利用の労働者数【女 性】

区 分	出産した 労働者	育児休業または 育児のための 休暇制度を 利用した労働者 (予定含む)		うち育児休業制度を 利用した労働者		うち育児のための 休暇制度のみ 利用した労働者	
		集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比
	集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比
前 年 産 業 計 規 模 計	391	376	(96.2%)	347	(88.7%)	29	(7.4%)
中 小 企 業	252	242	(96.0%)	219	(86.9%)	23	(9.1%)
大 企 業	139	134	(96.4%)	128	(92.1%)	6	(4.3%)
産 業 計 規 模 計	457	445	(97.4%)	432	(94.5%)	13	(2.8%)
中 小 企 業	280	269	(96.1%)	258	(92.1%)	11	(3.9%)
大 企 業	177	176	(99.4%)	174	(98.3%)	2	(1.1%)
鉱 業、採 石 業、規 模 計	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
砂 利 採 取 業 中 小 企 業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)
建 設 業 規 模 計	24	18	(75.0%)	17	(70.8%)	1	(4.2%)
中 小 企 業	22	16	(72.7%)	15	(68.2%)	1	(4.5%)
大 企 業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
製 造 業 規 模 計	73	71	(97.3%)	67	(91.8%)	4	(5.5%)
中 小 企 業	50	48	(96.0%)	44	(88.0%)	4	(8.0%)
大 企 業	23	23	(100.0%)	23	(100.0%)	0	(0.0%)
電 気・ガ ス・規 模 計	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
熱 供 給・水 道 業 中 小 企 業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)
大 企 業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
情 報 通 信 業 規 模 計	6	6	(100.0%)	6	(100.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	4	4	(100.0%)	4	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計	7	7	(100.0%)	7	(100.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	3	3	(100.0%)	3	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	4	4	(100.0%)	4	(100.0%)	0	(0.0%)
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	60	60	(100.0%)	56	(93.3%)	4	(6.7%)
中 小 企 業	36	36	(100.0%)	33	(91.7%)	3	(8.3%)
大 企 業	24	24	(100.0%)	23	(95.8%)	1	(4.2%)
金 融 業、保 険 業 規 模 計	10	10	(100.0%)	10	(100.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	3	3	(100.0%)	3	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	7	7	(100.0%)	7	(100.0%)	0	(0.0%)
不 動 産 業、物 品 質 貸 業 規 模 計	3	3	(100.0%)	3	(100.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
学 術 研 究、規 模 計	8	8	(100.0%)	8	(100.0%)	0	(0.0%)
専 門・技 術 サービス 業 中 小 企 業	6	6	(100.0%)	6	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
宿 泊 業、規 模 計	9	8	(88.9%)	7	(77.8%)	1	(11.1%)
飲 食 サービス 業 中 小 企 業	5	5	(100.0%)	4	(80.0%)	1	(20.0%)
大 企 業	4	3	(75.0%)	3	(75.0%)	0	(0.0%)
生 活 関 連 サービス 業、規 模 計	5	4	(80.0%)	4	(80.0%)	0	(0.0%)
娯 楽 業 中 小 企 業	4	3	(75.0%)	3	(75.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	40	38	(95.0%)	38	(95.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	15	13	(86.7%)	13	(86.7%)	0	(0.0%)
大 企 業	25	25	(100.0%)	25	(100.0%)	0	(0.0%)
医 療、福 祉 規 模 計	169	169	(100.0%)	166	(98.2%)	3	(1.8%)
中 小 企 業	103	103	(100.0%)	101	(98.1%)	2	(1.9%)
大 企 業	66	66	(100.0%)	65	(98.5%)	1	(1.5%)
複 合 サービス 事 業 規 模 計	4	4	(100.0%)	4	(100.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)
大 企 業	4	4	(100.0%)	4	(100.0%)	0	(0.0%)
サ ー ビ ス 業 規 模 計	36	36	(100.0%)	36	(100.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	26	26	(100.0%)	26	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	10	10	(100.0%)	10	(100.0%)	0	(0.0%)

(注) ()内は全体に占める割合

第6 介護休業制度

1 制度の利用状況

令和5年1月から令和5年12月まで(又は令和5年度)に介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は4.0%となっている。規模別では中小企業が3.5%、大企業が5.5%となっている。(第23表、第11図)

介護休業制度の利用者数をみると、全体で40人であり、そのうち男性が14人(35.0%)、女性が26人(65.0%)となっている。

第23表 介護休業制度利用の事業所数

区 分	集計事業所数		介護休業制度の利用者がいた事業所		介護休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前年規模計	843	(100.0%)	44	(5.2%)	799	(94.8%)
規模計	897	(100.0%)	36	(4.0%)	861	(96.0%)
中小企業	678	(100.0%)	24	(3.5%)	654	(96.5%)
大企業	219	(100.0%)	12	(5.5%)	207	(94.5%)

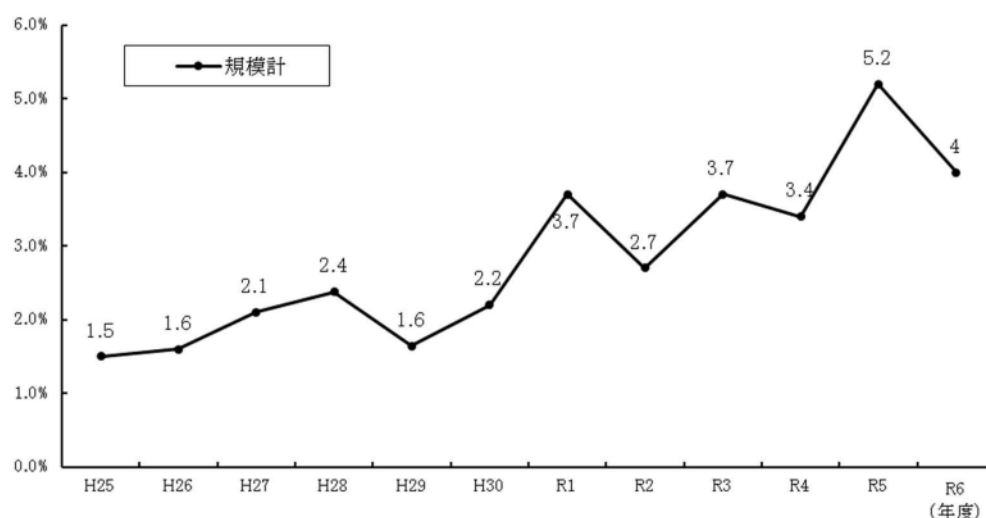
(注) ()内は全体に占める割合

第24表 介護休業制度利用の利用者数

区 分	利用者計		男 性		女 性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
前年規模計	111	(100.0%)	54	(48.6%)	57	(51.4%)
規模計	40	(100.0%)	14	(35.0%)	26	(65.0%)
中小企業	27	(100.0%)	11	(40.7%)	16	(59.3%)
大企業	13	(100.0%)	3	(23.1%)	10	(76.9%)

(注) ()内は全体に占める割合

第11図 介護休業制度の利用状況の推移(利用者がいた事業所の割合)



第7 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児に関するもの全体で、84.8%、規模別では中小企業で 81.0%、大企業で 96.8%となっている。介護に関するもの全体では 81.9%、規模別では中小企業で 77.9%、大企業で 94.5%となっている。産業別では、育児、介護のいずれも「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」が100%となっている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で82.5%、続いて「子の看護休暇制度」の79.4%、「所定外労働の制限」の76.6%となっている。一方、「在宅勤務テレワーク」は 10.4%、「フレックスタイム制度」は 9.3%、「経費の援助措置」は 5.3%、「事業所内託児所」は 2.1%となっている。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「介護休暇制度」の91.7%、続いて、「短時間勤務制度」で81.0%、「所定外労働の制限」の78.5%、「年次有給休暇」の70.5%となっている。一方、「在宅勤務テレワーク」は 11.6%、「フレックスタイム制度」は 10.7%、「経費の援助措置」は 3.1%となっている。(第25表)

第 25 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)									
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制度	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	所定外 労働の 制限	年次有給 休暇	子の看護 休暇制度	在宅勤務 テレワーク	経費の 援助措置	事業所内 託児所	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	83.4	85.1	10.1	47.8	65.0	58.7	74.5	12.4	1.3	1.6	2.6
中 小 企 業	80.5	82.7	9.1	47.1	63.5	58.8	72.0	11.4	0.5	1.2	2.5
大 企 業	97.3	94.4	14.1	50.7	71.1	58.5	84.5	16.2	4.2	2.8	2.8
産 業 計 規 模 計	84.8	82.5	9.3	33.4	76.6	63.7	79.4	10.4	5.3	2.1	3.0
中 小 企 業	81.0	78.5	6.9	30.4	72.1	59.7	74.7	7.1	3.1	2.0	3.5
大 企 業	96.8	92.9	15.6	41.0	88.2	74.1	91.5	18.9	10.8	2.4	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	66.7	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	-	-
大 企 業	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-
建 設 業 規 模 計	76.4	76.6	9.6	37.2	75.5	55.3	69.1	8.5	3.2	1.1	2.1
中 小 企 業	75.2	74.1	9.4	34.1	75.3	54.1	67.1	8.2	2.4	1.2	2.4
大 企 業	90.0	100.0	11.1	66.7	77.8	66.7	88.9	11.1	11.1	-	-
製 造 業 規 模 計	82.0	80.3	6.8	31.1	73.5	59.8	76.5	8.3	5.3	1.5	5.3
中 小 企 業	80.9	78.9	4.9	29.3	71.5	59.3	74.8	5.7	3.3	0.8	4.9
大 企 業	100.0	100.0	33.3	55.6	100.0	66.7	100.0	44.4	33.3	11.1	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	20.0	80.0	60.0	100.0	-	20.0	-	20.0
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	75.0	50.0	100.0	-	-	-	25.0
大 企 業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	100.0	20.0	60.0	90.0	70.0	90.0	50.0	10.0	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	22.2	55.6	88.9	66.7	88.9	44.4	11.1	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-
運 輸 業、郵便業	83.3	85.0	17.5	45.0	80.0	52.5	85.0	10.0	7.5	5.0	5.0
中 小 企 業	83.8	83.9	12.9	41.9	80.6	51.6	87.1	3.2	3.2	3.2	3.2
大 企 業	81.8	88.9	33.3	55.6	77.8	55.6	77.8	33.3	22.2	11.1	11.1
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	79.9	78.4	10.8	28.8	70.5	61.9	75.5	9.4	7.9	2.9	2.9
中 小 企 業	71.3	69.0	6.9	24.1	59.8	55.2	67.8	4.6	2.3	3.4	4.6
大 企 業	100.0	94.2	17.3	36.5	88.5	73.1	88.5	17.3	17.3	1.9	-
金 融 業、保険業	100.0	100.0	13.6	40.9	90.9	63.6	95.5	9.1	22.7	4.5	9.1
中 小 企 業	100.0	100.0	12.5	12.5	100.0	50.0	100.0	-	-	-	25.0
大 企 業	100.0	100.0	14.3	57.1	85.7	71.4	92.9	14.3	35.7	7.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	81.8	18.2	45.5	72.7	63.6	54.5	18.2	9.1	9.1	-
中 小 企 業	100.0	80.0	10.0	40.0	70.0	60.0	50.0	10.0	10.0	10.0	-
大 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	100.0	78.3	13.0	34.8	78.3	73.9	73.9	39.1	4.3	-	4.3
中 小 企 業	100.0	73.3	-	6.7	66.7	60.0	60.0	13.3	-	-	-
大 企 業	100.0	87.5	37.5	87.5	100.0	100.0	100.0	87.5	12.5	-	12.5
宿泊業、飲食サービス業	66.7	73.1	3.8	23.1	57.7	38.5	57.7	-	3.8	-	7.7
中 小 企 業	62.1	66.7	5.6	16.7	50.0	33.3	55.6	-	5.6	-	11.1
大 企 業	80.0	87.5	-	37.5	75.0	50.0	62.5	-	-	-	-
生活関連サービス業、 娯 楽 業 規 模 計	87.0	75.0	-	20.0	70.0	60.0	75.0	-	10.0	-	-
中 小 企 業	80.0	58.3	-	8.3	50.0	58.3	58.3	-	16.7	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	37.5	100.0	62.5	100.0	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	97.3	91.7	2.8	25.0	83.3	50.0	91.7	13.9	-	-	-
中 小 企 業	94.4	88.2	-	23.5	70.6	58.8	82.4	17.6	-	-	-
大 企 業	100.0	94.7	5.3	26.3	94.7	42.1	100.0	10.5	-	-	-
医 療、福 祉 規 模 計	94.6	90.8	7.1	31.2	82.3	81.6	87.2	7.8	1.4	2.8	1.4
中 小 企 業	92.9	89.1	6.5	32.6	79.3	78.3	84.8	7.6	1.1	3.3	1.1
大 企 業	98.0	93.9	8.2	28.6	87.8	87.8	91.8	8.2	2.0	2.0	2.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	92.3	66.7	8.3	33.3	75.0	91.7	100.0	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
大 企 業	91.7	72.7	9.1	36.4	72.7	90.9	100.0	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	83.9	80.9	10.6	46.8	83.0	63.8	85.1	14.9	-	2.1	-
中 小 企 業	79.5	77.1	2.9	48.6	80.0	57.1	82.9	5.7	-	2.9	-
大 企 業	100.0	91.7	33.3	41.7	91.7	83.3	91.7	41.7	-	-	-

(注) 年次有給休暇：ここでは半日または時間単位で年次有給休暇を取得できる制度としている。

第 25 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度（複数回答）									
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制度	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	所定外 労働の 制限	年次有給 休暇	介護休暇 制度	在宅勤務 テレワーク	再雇用 制度	経費の 援助措置	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	79.7	80.4	10.0	45.1	64.7	59.4	78.9	11.6	12.9	1.3	1.9
中 小 企 業	76.2	80.0	9.2	44.1	63.3	58.9	76.1	10.7	12.1	1.1	1.9
大 企 業	96.6	81.6	12.8	48.9	70.2	61.0	89.4	14.9	16.3	2.1	2.1
産 業 計 規 模 計	81.9	81.0	10.7	34.3	78.5	70.5	91.7	11.6	28.0	3.1	2.7
中 小 企 業	77.9	77.5	7.8	30.9	74.2	67.4	89.6	8.1	25.8	1.9	2.8
大 企 業	94.5	89.9	18.4	43.0	89.4	78.3	97.1	20.3	33.8	6.3	2.4
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	66.7	66.7	100.0	100.0	100.0	33.3	33.3	33.3	-
中 小 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
建 設 業 規 模 計	79.7	73.5	10.2	36.7	73.5	62.2	88.8	9.2	31.6	4.1	2.0
中 小 企 業	78.8	71.9	9.0	36.0	71.9	61.8	87.6	9.0	32.6	3.4	1.1
大 企 業	90.0	88.9	22.2	44.4	88.9	66.7	100.0	11.1	22.2	11.1	11.1
製 造 業 規 模 計	79.5	80.5	8.6	30.5	75.8	67.2	89.1	9.4	24.2	1.6	5.5
中 小 企 業	78.3	79.0	5.9	28.6	73.9	67.2	88.2	7.6	23.5	0.8	5.0
大 企 業	100.0	100.0	44.4	55.6	100.0	66.7	100.0	33.3	33.3	11.1	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	100.0	20.0	40.0	100.0	80.0	100.0	-	40.0	20.0	-
中 小 企 業	100.0	100.0	25.0	25.0	100.0	75.0	100.0	-	50.0	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	70.0	20.0	30.0	80.0	90.0	100.0	60.0	30.0	-	-
中 小 企 業	100.0	77.8	22.2	33.3	88.9	88.9	100.0	55.6	33.3	-	-
大 企 業	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	75.0	88.9	22.2	50.0	88.9	63.9	94.4	16.7	19.4	13.9	11.1
中 小 企 業	75.7	85.7	14.3	42.9	85.7	60.7	92.9	7.1	10.7	10.7	10.7
大 企 業	72.7	100.0	50.0	75.0	100.0	75.0	100.0	50.0	50.0	25.0	12.5
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	77.0	79.1	11.2	31.3	70.1	64.9	89.6	9.7	35.8	2.2	2.2
中 小 企 業	67.2	74.4	7.3	26.8	64.6	58.5	84.1	4.9	35.4	-	3.7
大 企 業	100.0	86.5	17.3	38.5	78.8	75.0	98.1	17.3	36.5	5.8	-
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	95.5	18.2	40.9	95.5	77.3	100.0	13.6	40.9	4.5	-
中 小 企 業	100.0	100.0	12.5	12.5	100.0	62.5	100.0	-	-	-	-
大 企 業	100.0	92.9	21.4	57.1	92.9	85.7	100.0	21.4	64.3	7.1	-
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	81.8	77.8	11.1	33.3	66.7	77.8	66.7	11.1	22.2	-	-
中 小 企 業	80.0	75.0	-	25.0	62.5	75.0	62.5	-	12.5	-	-
大 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
学 術 研 究 、 専 門 ・ 規 模 計	95.7	81.8	22.7	36.4	81.8	81.8	90.9	45.5	36.4	9.1	9.1
技 術 サ ー ビ ス 業 中 小 企 業	93.3	78.6	7.1	14.3	71.4	71.4	85.7	21.4	21.4	7.1	7.1
大 企 業	100.0	87.5	50.0	75.0	100.0	100.0	100.0	87.5	62.5	12.5	12.5
宿泊業、飲食サービス業 規 模 計	43.6	94.1	5.9	29.4	94.1	64.7	94.1	-	17.6	-	5.9
中 小 企 業	37.9	90.9	9.1	18.2	90.9	63.6	90.9	-	27.3	-	9.1
大 企 業	60.0	100.0	-	50.0	100.0	66.7	100.0	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	78.3	61.1	-	27.8	77.8	55.6	88.9	-	27.8	-	-
中 小 企 業	66.7	30.0	-	20.0	60.0	50.0	80.0	-	30.0	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	37.5	100.0	62.5	100.0	-	25.0	-	-
教育、学習支援業 規 模 計	94.6	88.6	2.9	17.1	85.7	54.3	91.4	14.3	14.3	-	-
中 小 企 業	88.9	81.3	-	6.3	75.0	68.8	87.5	18.8	25.0	-	-
大 企 業	100.0	94.7	5.3	26.3	94.7	42.1	94.7	10.5	5.3	-	-
医 療 、 福 祉 規 模 計	94.6	84.4	5.7	31.9	80.9	84.4	95.0	7.1	22.7	2.1	0.7
中 小 企 業	92.9	83.7	5.4	31.5	77.2	79.3	95.7	5.4	18.5	1.1	-
大 企 業	98.0	85.7	6.1	32.7	87.8	93.9	93.9	10.2	30.6	4.1	2.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	84.6	72.7	18.2	27.3	90.9	90.9	100.0	9.1	54.5	9.1	-
中 小 企 業	100.0	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-
大 企 業	83.3	80.0	20.0	30.0	90.0	90.0	100.0	10.0	50.0	10.0	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	82.1	78.3	17.4	56.5	80.4	73.9	95.7	17.4	28.3	-	-
中 小 企 業	79.5	71.4	8.6	51.4	74.3	71.4	97.1	8.6	25.7	-	-
大 企 業	91.7	100.0	45.5	72.7	100.0	81.8	90.9	45.5	36.4	-	-

(注) 年次有給休暇：ここでは半日または時間単位で年次有給休暇を取得できる制度としている。

第8 テレワークの導入状況

1 産業別・規模別テレワークの導入事業所割合

テレワークを導入している事業所は197事業所(22.0%)で、このうち中小企業は106事業所(15.6%)、大企業は91事業所(41.6%)と大企業の方が高くなっている。テレワークの導入形態は、「在宅勤務」が91.9%と最も多くなっている。(第26表、第12図)

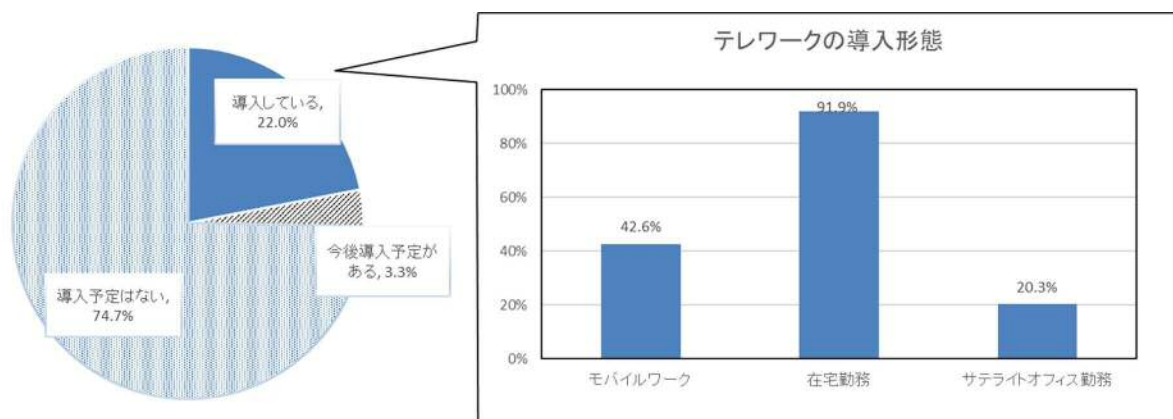
また、産業別テレワークの導入状況の割合をみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」「情報通信業」が高くなっている。(第13図)

第26表 規模別テレワークの導入状況

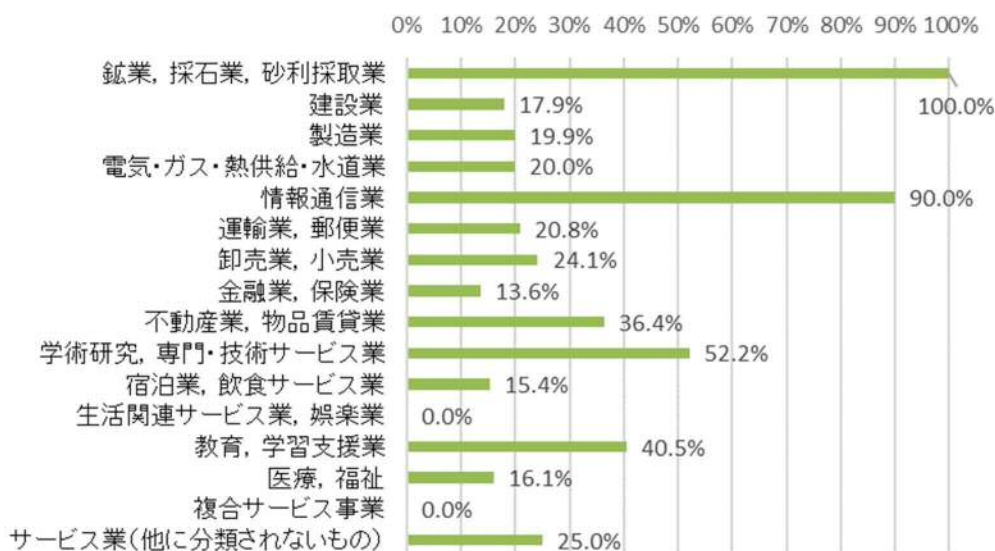
単位:事業所、()内: %

区 分	事業所計	導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
前年規模計	843 (100.0)	205 (24.3)	26 (3.1)	612 (72.6)
規 模 計	897 (100.0)	197 (22.0)	30 (3.3)	670 (74.7)
中小企業	678 (100.0)	106 (15.6)	25 (3.7)	547 (80.7)
大 企 業	219 (100.0)	91 (41.6)	5 (2.3)	123 (56.2)

第12図 テレワークの導入状況



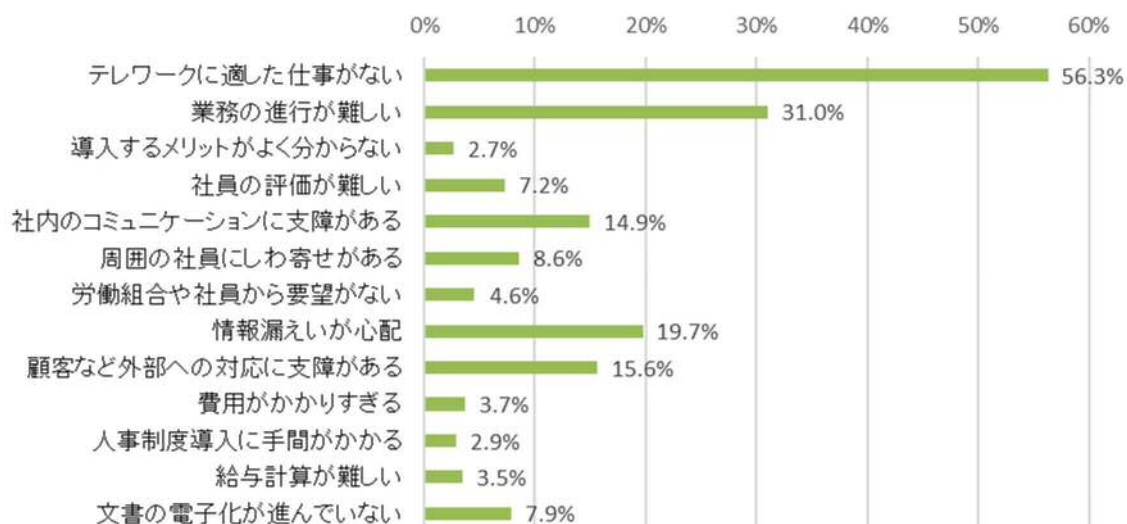
第 13 図 産業別テレワークの導入状況



2 テレワークの導入における課題または導入しない理由

テレワークを導入している、または今後導入予定がある事業所におけるテレワーク導入の課題および導入予定はない事業所におけるテレワークを導入しない理由については、「テレワークに適した仕事がない」が 56.3%と最も多く、次いで「業務の進行が難しい」が 31.0%であった。(第 14 図)

第 14 図 テレワークの導入における課題と導入しない理由



第9 職場のハラスメント

(1) 労働者からのハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関する相談や訴えがあった事業所の割合は、13.3%であった。(第27表)

第27表 ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合 単位:事業所、()内: %

区分	事業所計	相談や訴えがあった事業所	相談や訴えが無かった事業所
規模計	892 (100.0)	119 (13.3)	773 (86.7)
中小企業	674 (100.0)	85 (12.6)	589 (87.4)
大企業	218 (100.0)	34 (15.6)	184 (84.4)

※未回答の事業所があるため、必ずしも全体の集計事業所数と一致しない。

(2) 相談や訴えのあったハラスメントの種類

労働者から相談や訴えのあったハラスメントの種類別割合は、「パワーハラスメント」が79.8%と最も多かった。(第28表)

第28表 相談や訴えのあったハラスメントの種類別割合

単位:事業所、()内: %

区分	事業所計	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	介護休業等に関するハラスメント	カスタマーハラスメント
規模計	119	95 (79.8)	15 (12.6)	2 (1.7)	0 (0.0)	24 (20.2)
中小企業	85	68 (80.0)	7 (8.2)	2 (2.4)	0 (0.0)	19 (22.4)
大企業	34	27 (79.4)	8 (23.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (14.7)

(3) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止措置の実施状況

顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)についての被害を防止する取組を行っている事業所は23.3%(第29表)

第29表 カスタマーハラスメントの防止措置の実施状況

単位:事業所、()内: %

区分	事業所計	防止する取り組みを行っている	防止する取り組みを行っていない
規模計	887	207 (23.3)	680 (76.7)
中小企業	672	120 (17.9)	552 (82.1)
大企業	215	87 (40.5)	128 (59.5)

※未回答の事業所があるため、必ずしも全体の集計事業所数と一致しない。

第 10 新規学卒者の求人状況

(1) 新規学卒者の採用充足状況

令和 6 年度の新規学卒者（令和 6 年 3 月卒業）の採用充足率は、高校卒で 48.5%、大学卒で 52.4% となっている。規模別にみると、高校卒の中小企業では 40.4%、大企業では 59.6%、大学卒の中小企業では 43.7%、大企業では 60.0%となっている。（第 30 表）

第 30 表 新規学卒者の採用充足状況

区分	高校卒				大学卒				その他			
	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率
規模計	120	379	184	48.5	143	513	269	52.4	118	306	175	57.2
中小企業	91	218	88	40.4	96	238	104	43.7	86	192	104	54.2
鉱業、採石業、砂利採取業	1	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	30	69	22	31.9	21	44	14	31.8	20	51	10	19.6
製造業	28	64	26	40.6	23	64	29	45.3	17	31	19	61.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	100.0	1	2	2	100.0	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	5	20	9	45.0	2	5	5	100.0
運輸業、郵便業	4	14	6	42.9	2	6	2	33.3	－	－	－	－
卸売業、小売業	15	29	6	20.7	18	33	10	30.3	14	26	12	46.2
金融業、保険業	－	－	－	－	3	5	5	100.0	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	2	200.0
学術研究、専門・技術サービス業	3	3	2	66.7	4	11	7	63.6	2	3	－	－
宿泊業、飲食サービス業	2	3	16	533.3	－	－	－	－	4	5	3	60.0
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	1	100.0	1	4	4	100.0	－	－	1	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	2	9	4	44.4	5	10	12	120.0
医療、福祉	1	2	2	100.0	12	22	15	68.2	16	30	21	70.0
複合サービス事業	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	5	17	5	29.4	4	18	3	16.7	5	30	19	63.3
大企業	29	161	96	59.6	47	275	165	60.0	32	114	71	62.3
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	2	15	25	166.7	2	34	34	100.0	1	5	7	140.0
製造業	7	69	50	72.5	4	29	21	72.4	2	4	3	75.0
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	9	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	1	6	6	100.0	1	6	6	100.0
運輸業、郵便業	3	4	3	75.0	1	1	3	300.0	－	－	－	－
卸売業、小売業	10	52	7	13.5	15	133	36	27.1	9	48	17	35.4
金融業、保険業	－	－	－	－	3	4	6	150.0	1	1	1	100.0
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	1	1	1	100.0	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1	3	1	33.3	－	－	11	－	－	－	－	－
宿泊業、飲食サービス業	1	3	5	166.7	1	3	4	133.3	1	1	4	400.0
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	2	3	3	100.0	1	1	1	100.0
教育、学習支援業	－	－	－	－	3	9	7	77.8	2	4	4	100.0
医療、福祉	3	4	1	25.0	12	41	19	46.3	12	42	27	64.3
複合サービス事業	－	－	－	－	1	1	2	200.0	1	1	1	100.0
サービス業	2	11	4	36.4	1	10	3	30.0	1	1	－	－

(2) 求人活動で利用した媒体

求人活動で利用した媒体は、職業安定所（ハローワーク）が 56.3%と最も多かった。（第 31 表）

第 31 表 求人活動で利用した媒体

単位：事業所、（ ）内：％

区分	求人活動を行った 事業所数	職業安定所 (ハローワーク)	ハローワークインター ネットサービス	民営職業紹介所(学校 を除く)	学校(専修学校等も含 む)	広告(求人情報誌、インター ネット等も含む)	その他
規模計	247	139 (56.3)	118 (47.8)	52 (21.1)	156 (63.2)	100 (40.5)	17 (6.9)
中小企業	175	105 (60.0)	82 (46.9)	35 (20.0)	103 (58.9)	61 (34.9)	12 (6.9)
大企業	72	34 (47.2)	36 (50.0)	17 (23.6)	53 (73.6)	39 (54.2)	5 (6.9)



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票

新潟県統計報告
登録第2024-2号

(令和6年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはない、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

※ この欄には記入しないでください。										
事業所番号				市町村コード			産業分類			企業規模
1～4				5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。
また、記入漏れ等がある場合、後日照会させていただく可能性もありますので、「写し」をお取りください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。

お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨をお問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

9人以下

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- 太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- 調査事項は、特にことわりのない限り、7月31日現在の状況を回答してください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、8月30日(金)までに投函してください。

1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 以下 30人	31 以下 50人	51 以下 100人	101 以下 300人	301人 以上

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下	3億円超

※ 「資本金または出資金」の概念のない法人等については記入不要です。

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名		
所在地	(〒 -)	
業種又は 主要製品名		
記入担当者	所 属 フリガナ 氏 名	TEL FAX

労働組合の有無

1

ある

2

ない

	常用労働者数 ① ② ③	うち一般労働者数						うちパートタイム労働者数			※ 派遣労働者 数
		正社員数			その他労働者数						
		①	うち障害者数	うち管理・監督 的業務に従事 する者※の数	②	うち障害者数	うち管理・監督 的業務に従事 する者の数	③	うち障害者数	うち管理・監督 的業務に従事 する者の数	
男性		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女性		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

※ 「管理・監督的業務に従事する者」とは、会社の事務部門、生産部門のなかで、部長、課長、係長などのように監督的業務に従事する者をいいます。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長などの監督的地位にある者を含みます。

3 新規学卒者の求人状況 (記入要領 3 ページ目)

(1) 令和6年度の新規学卒者（令和6年3月卒業）の求人状況を記入してください。

- 令和6年度、貴事業所で採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。

	求人数 (採用予定人員)				充足数 (採用人員)			
高校卒				人				人
大学卒				人				人
その他 (専門学校卒、短大卒等)				人				人

(2) (1)の求人活動で利用した媒体について、該当するものすべてに○をつけてください。

1	2	3	4	5	6
職業安定所 (ハローワーク)	ハローワーク インターネット サービス	民営職業紹介 所(学校を除く)	学校(専修学 校等も含む)	広告(求人情報 誌・インター ネット等も含 む)	その他(余白に具体的なものを記載)

4 初任給 (記入要領 3 ページ目)

令和6年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- 令和6年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。
- 金額は、所定内賃金から家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術								生産							
高校卒						円		人							円	人
専門学校卒						円		人							円	人
短大卒 高専卒						円		人							円	人
	うち県外短大・高専出身者数-							人	うち県外短大・高専出身者数-							人
大学卒						円		人							円	人
	うち県外大学出身者数-							人	うち県外大学出身者数-							人
大学院卒 (修士課程修了)						円		人							円	人
	うち県外大学院出身者数-							人	うち県外大学院出身者数-							人

5 労働時間制度 (記入要領 4 ページ目)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの一般労働者に、最も多く適用されている制度を記入してください。

(1) 1 日・1 週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

① 1 日

時間

分

② 1 週

時間

分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。 (3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1

採用している

→ (3) へ

2

採用していない

→ (4) へ

1

1 ヶ月 (4 週間) 単位の変形労働時間制

2

1 年単位の変形労働時間制

3

フレックスタイム制

4

1 週間単位の非定型的変形労働時間制
(30 人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 一般労働者の週休制について、該当するものに○をつけてください。(1 つだけ)

複数の週休制を採用している場合は、最も多くの一般労働者に適用されているものに○をつけてください。

1	2	3	4	5
週休 1 日制または 週休 1 日半制	月 1 ～ 3 回週休 2 日制	完全週休 2 日制	完全週休 2 日制より 休日日数が実質 的に多い制度	その他 (余白に具体的な ものを記載)

(5) 勤務間インターバル制度を導入していますか。導入している場合は、実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている具体的な時間を記入してください。間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

1

導入している

→

時間

分

2

導入を予定又は検討している

3

導入予定はなく、検討もしていない

6 年間休日数 （記入要領 6 ページ目）

令和6年1月から令和6年12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・ 調査期間のカレンダーは、記入要領（14ページ）を参照してください。
- ・ 週休日、週休日以外の休日（国民の祝日、年末年始、夏季休暇などで企業の休日とされている日）の合計を記入してください。
- ・ 労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分	日数
年間休日数合計	

7 年次有給休暇 （記入要領 6 ページ目）

- (1) 暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）の1年間における一般労働者の年次有給休暇の付与日数（前年の繰越分を除く）、取得日数の総計（延べ日数）を記入してください。
- ※ 時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

取得資格のある一般労働者数					人
付与日数の総計 （前年繰越分を除く）					日
取得日数の総計					日

- (2) 年次有給休暇の取得促進等に向けて、導入している制度すべてに○をつけてください。

1	2	3	4
半日単位で取得できる制度	時間単位で取得できる制度	計画的に付与する制度	その他（余白に具体的なものを記載）

8 特別休暇制度 （記入要領 7 ページ目）

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○をつけてください。

- ・ 就業規則、労働協約等に定めていない場合や、無給の場合も含みます。

1	夏季休暇	2	病気休暇
3	リフレッシュ休暇	4	ボランティア休暇
5	教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）	6	骨髄ドナー休暇
7	慶弔休暇（結婚、妻の出産、忌引）	8	記念日（誕生日、結婚記念日など）休暇
9	その他（余白に具体的なものを記載）		

9 多様で柔軟な働き方の導入状況

(記入要領 8 ページ目)

(1) 多様で柔軟な働き方の導入状況について、該当するものに○をつけてください

※ 育児・介護を行う者や特定の職種の者といった、一部の者に限定している場合も含みます。

	導入 している	導入していない	
		今後導入を 検討している	導入を検討 していない
㉠ 短時間勤務制度	1	2	3
㉡ フレックスタイム制度	1	2	3
㉢ 始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	3
㉣ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	3
㉤ 週休3日制	1	2	3
㉥ 勤務地、職務、勤務時間を限定した働き方	1	2	3
㉦ 裁量労働制	1	2	3
㉧ テレワーク	1	2	3
㉨ 副業・兼業の解禁	1	2	3
㉩ 単日・短時間労働（ギグワーカーの受入）	1	2	3
㉪ その他 導入しているもの（ ）			
㉫ その他 今後導入を検討しているもの（ ）			

(2) (1)㉧ テレワークの導入状況で「導入している」または「今後導入を検討している」と回答した企業にお尋ねします。㉠ から㉩ のそれぞれについて、該当するものに○をつけてください。

※ テレワークとは、貴社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、貴社建物内で勤務する場合とほぼ同等の仕事ができる勤務形態のことです。

㉠ 在宅勤務... 終日在宅勤務のほか、1日の勤務時間のうち、一度オフィスに出勤、もしくは顧客訪問や会議参加などをしつつ、一部の時間は自宅で業務を行う「部分在宅勤務」も該当します。

㉡ サテライトオフィス勤務... 所属するオフィス以外の他のオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペース、遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方。

㉢ モバイルワーク... 営業活動などで外出中に作業する場合。営業職などの従業員がオフィスに戻らずに移動中の交通機関や駅・カフェなどでメールや日報の作成などの業務を行う形態も該当します。

		導入している	導入していない	
			今後導入を 検討している	導入を検討 していない
㉠	在宅勤務	1	2	3
㉡	サテライト オフィス勤務	1	2	3
㉢	モバイル ワーク	1	2	3

- (3) (1)③ テレワークの導入状況で「導入している」または「今後導入を検討している」と回答した企業はテレワークの導入における課題について、「導入を検討していない」と回答した企業はテレワークの導入を検討していない理由について、お尋ねします。該当するものすべてに○をつけてください。

1	テレワークに適した仕事がない
2	業務の進行が難しい
3	導入するメリットがよく分からない
4	社員の評価が難しい
5	社内のコミュニケーションに支障がある
6	周囲の社員にしわ寄せがある
7	労働組合や社員から要望がない
8	情報漏えいが心配
9	顧客など外部への対応に支障がある
10	費用がかかりすぎる
11	人事制度導入に手間がかかる
12	給与計算が難しい
13	文書の電子化が進んでいない
14	その他（ ）

10 育児休業制度・育児のための休暇制度

(記入要領 10ページ目)

育児休業制度または育児のための休暇制度（配偶者出産休暇、こどもの看護休暇、こどものイベント休暇など）の利用状況についてお尋ねします。（いない場合は空欄、または「0」と記入してください。）

④ 「出産者」… 令和4年8月1日から令和5年7月31日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。

①「利用者」…②のうち、令和6年7月31日までの間に育児休業を開始した者または育児のための休暇制度の利用を開始した者の数を記入してください（同一の者が複数の制度を利用した場合または同一の制度を複数回利用した場合は、延べ人数ではなく、実人数で回答）。（申し出をしていない者を含む。）

①「うち育児休業制度の利用者」… ②のうち、令和6年7月31日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。（申し出をしている者を含む。）

		女 性				男 性			
①	出産者				人				人
②	育児休業制度または 育児のための休暇制 度の利用者				人				人
③	上記② 利用者のうち、 育児休業制度の利用者				人				人

11 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 11ページ目)

(1) 働きながら育児を行う従業員に対する支援制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）における利用実績の有無、制度に関する規定の有無（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）、利用できる期間について該当するものに○をつけてください。
※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。

	利用実績の有無		就業規則等に規定あり				就業規則等に規定なし
			制度を利用できる対象となる子の年齢の上限				
	あり	なし	～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	
◎ 短時間勤務制度	1	2	A	B	C	D	E
◎ 所定外労働の制限	1	2	A	B	C	D	E
◎ フレックスタイム制	1	2	A	B	C	D	E
◎ 始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	A	B	C	D	E
◎ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	A	B	C	D	E
◎ 事業所内託児所	1	2	A	B	C	D	E
◎ 育児に要する経費の援助措置	1	2	A	B	C	D	E
◎ 在宅勤務・テレワーク	1	2	A	B	C	D	E
◎ その他（ ）	1	2	A	B	C	D	E

(2) 子の看護休暇制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）における利用実績の有無、制度に関する規定の有無（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）、利用できる期間について該当するものに○をつけてください。
※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。

利用実績の有無		就業規則等に規定あり			就業規則等に規定なし
		制度を利用できる対象となる子の年齢の上限			
あり	なし	小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	
1	2	A	B	C	D

(3) (2)で「就業規則等に規定あり」と回答した企業にお尋ねします。休暇期間中の賃金の支払いはありますか。

休暇期間中の賃金の有無	
有給	無給
1	2

(4) 働きながら介護を行う従業員に対する支援制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）における利用実績の有無、制度に関する規定の有無（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）について該当するものに○をつけてください。
※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。

	利用実績の有無		就業規則等への規定の有無	
	あり	なし	あり	なし
◎ 短時間勤務制度	1	2	A	B
◎ フレックスタイム制	1	2	A	B
◎ 始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	A	B
◎ 介護休暇制度	1	2	A	B
◎ 所定外労働の制限	1	2	A	B
◎ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	A	B
◎ 在宅勤務・テレワーク	1	2	A	B
◎ 再雇用制度	1	2	A	B
◎ 介護に要する経費の援助措置	1	2	A	B
◎ その他（ ）	1	2	A	B

(5) 介護休業制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）までの間に介護休業を開始した者の延べ人数を記入してください
（いない場合は空欄、または「0」と記入してください。）

女 性				男 性			
			人				人

12 職場のハラスメント (記入要領 13ページ目)

(1) 令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えを受けたことがありますか。

1	あ る	→ (2) の設問へお進みください
2	な い	→ (3) の設問へお進みください

(2) 相談や訴えがあったハラスメントの種類で該当するものすべてに○をつけてください。

1	パワーハラスメント
2	セクシュアルハラスメント
3	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
4	介護休業等に関するハラスメント
5	顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）

(3) 貴事業所では、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についての被害を防止する取組を行っていますか。

1	行っている（余白に具体的なものを記載）
2	行っていない

ご協力ありがとうございました。

令和6年度

新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書

新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

電話(025)226-1642

令和7年(2025)年3月 発行